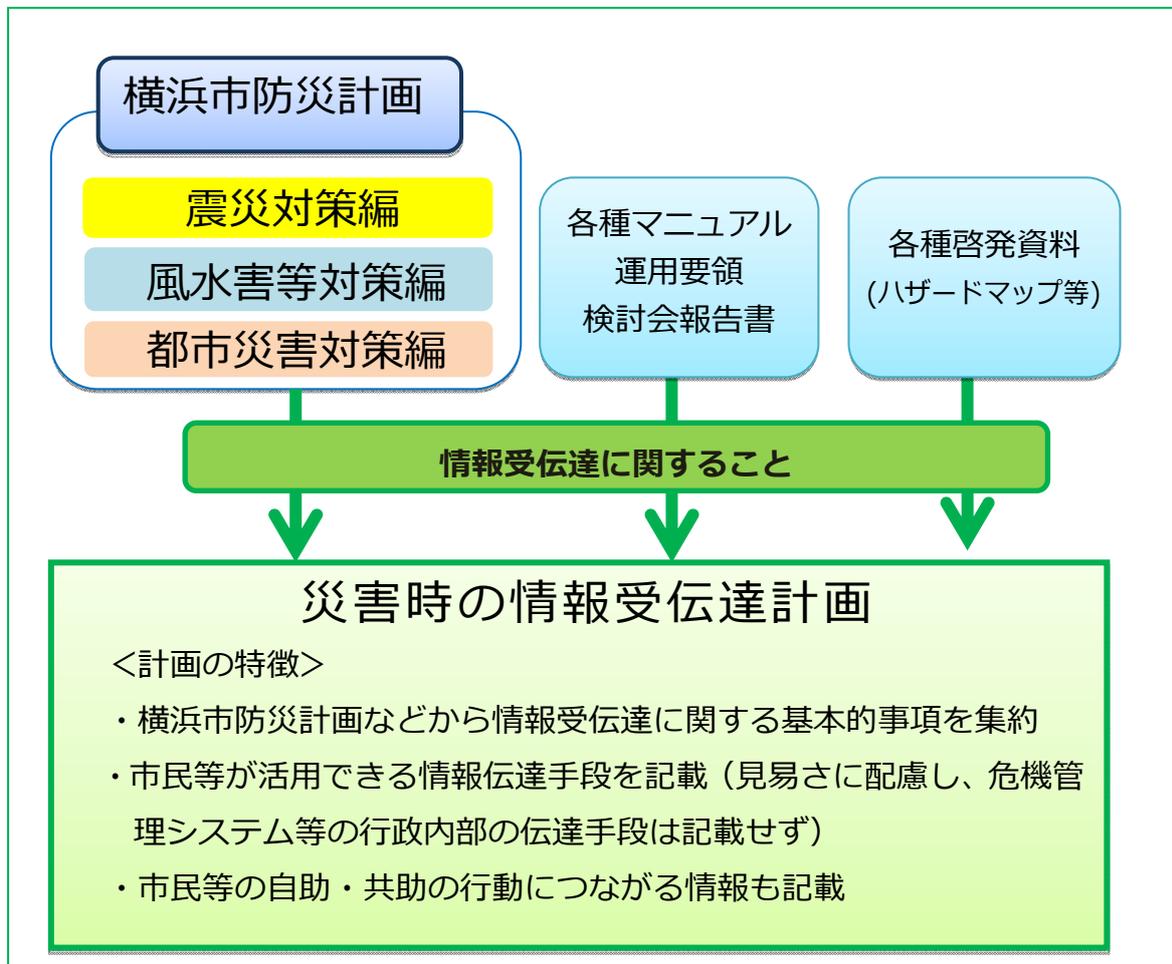


「災害時の情報受伝達計画」の策定について

1 計画の趣旨

災害による被害を最小化するためには、災害が発生し、又は発生するおそれが生じたときに、一人ひとりが災害に関する情報を収集し、状況を直ちに把握して、早めに避難行動等をとることが重要です。

そのため、災害活動に携わる市職員はもとより、市民、事業者及び来街者が災害に関する情報を迅速・的確に把握し、かつ有効に活用できるよう、災害時の情報収集・伝達に関する基本的な事項などを分かりやすくまとめた計画を策定します。



2 計画の位置づけ

横浜市防災計画の運用にあたり必要な細部について定めた、「横浜市防災計画の細部計画」とします。

3 計画の構成

(1) 総則

(2) 災害の種別に応じた情報の種類と伝達手段

- ・災害の種別に応じ、必要な情報の内容や伝達手段を参照できるように、「風水害等」「震災」・「都市災害」の区分ごとに整理
- ・情報の基本的な流れがわかるフロー図を掲載
- ・内容への理解がより深まるよう、関連用語等の解説をコラム欄に掲載

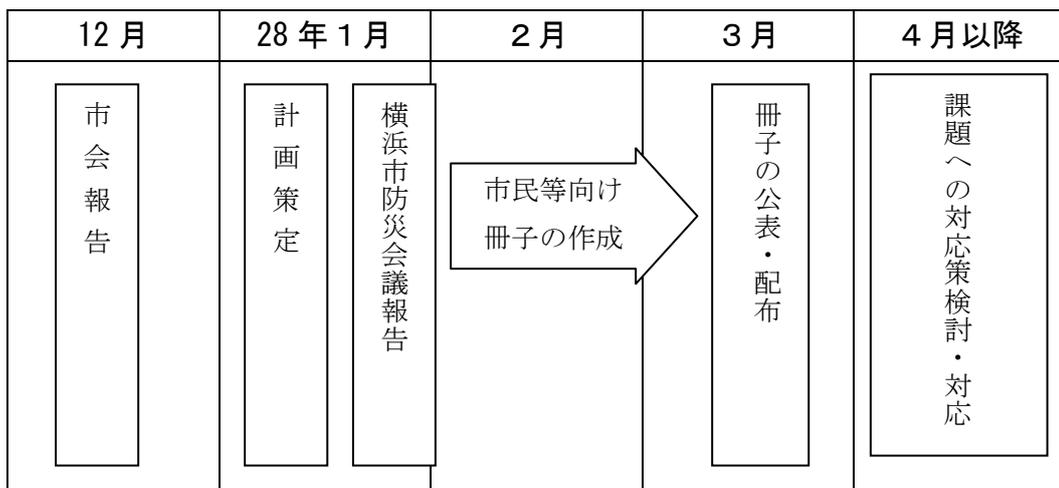
(3) 情報の種類と対応する情報伝達手段総括表

- ・情報の伝達手段と伝達される情報との関係を表に整理

(4) 課題

- ・情報伝達手段及び市民等の意識や行動について、現状における課題と課題解決に向けた対応の方向性を記載

4 今後の予定



災害時の情報受伝達計画

～情報を活用した自助・共助の取組に向けて～

(案)

総務局危機管理室

目次

第1 総則 1

1	計画の目的と位置付け	1
2	対象とする情報	1
3	情報収集・伝達の基本的事項	1
(1)	公助	1
(2)	自助・共助	2
コラム	自助・共助とは	3

第2 災害の種別に応じた情報の種類と伝達手段 4

1	風水害等	5
(1)	情報の種類と内容	5
ア	気象に関する情報	5
(ア)	気象庁が発表する警報等	5
	・気象特別警報、気象警報、気象注意報	5
	・気象情報（記録的短時間大雨情報、地方気象情報・府県気象情報、竜巻注意情報、台風情報）	5
コラム	雨の降り方と強さについて（イメージ）	6
コラム	竜巻等の突風	6
(イ)	その他気象に関する情報	7
	・降雨状況	7
	・雨量	7
	・潮位	7
	・雷・竜巻	7
	・積雪情報	7
コラム	雷とは	8
コラム	ナウキャストを活用しましょう	9
イ	土砂災害に関する情報	10
	・土砂災害警戒情報、土砂災害緊急情報	10
	・土砂災害警戒判定メッシュ情報	10
コラム	土砂災害警戒区域とは	11
コラム	土砂災害の前兆現象	11
ウ	河川に関する情報	12
(ア)	洪水予報	12
(イ)	水位情報	12
コラム	洪水予報の種類	13

【参考】水防警報	14
エ 火山に関する情報	15
コラム ▶ 火山灰とは	15
(ア) 噴火警報・予報	16
・噴火警戒レベル	16
(イ) 降灰予報	17
・降灰予報で使用する降灰量階級表	17
(ウ) 火山現象に関する情報	17
オ 避難勧告等	18
・避難準備情報	18
・避難勧告	18
・避難指示	19
・屋内での安全確保の指示	19
コラム ▶ 求められる避難行動とは	20
コラム ▶ 日頃の備え～ハザードマップの活用～	20
カ その他の情報	21
(1) 情報伝達手段	22
(2) 具体的な情報受伝達内容	26
コラム ▶ 土砂災害に係る防災情報等の基本的な流れ（イメージ）	26
・情報受伝達フロー図 一風水害（土砂災害・浸水害・高潮災害）一	27
・情報受伝達フロー図 一風水害（雪害）一	28
・情報受伝達フロー図 一火山災害（富士山の噴火）一	29
2 震災	30
(1) 情報の種類と内容	30
ア 地震に関する情報	30
・緊急地震速報	30
・震度速報	30
・震源に関する情報	30
・震源・震度に関する情報	31
・各地の震度に関する情報	31
・推計震度分布図	31
コラム ▶ 帰宅困難者になってしまったら	32
イ 津波に関する情報	33
(ア) 津波警報等	33
・大津波警報、津波警報、津波注意報	33
コラム ▶ 津波避難施設とは	33
(イ) 津波情報の発表	34

コラム ▶ 津波の基礎的な知識	34
ウ 東海地震に関する情報	35
・東海地震に関連する調査情報、東海地震注意情報、東海地震予知情報	35
・警戒宣言	35
コラム ▶ 東海地震に関する情報と警戒宣言の流れ	35
エ 避難勧告等	36
・避難勧告等の基準	36
オ その他の情報	36
コラム ▶ 災害時給水所の場所は「スイスイまっぷ」でスイスイ確認	36
(2) 情報伝達手段	37
コラム ▶ 災害時の伝言板	41
(3) 具体的な情報受伝達内容	42
コラム ▶ 震災に係る防災情報等の基本的な流れ（イメージ）	42
・情報受伝達フロー図 ー震災（発災型）ー	43
・情報受伝達フロー図 ー東海地震への事前対応（予知型）ー	44
3 都市災害	45
想定する災害	45
(1) 情報の種類と内容	46
ア 避難勧告等	46
・避難勧告等の基準	46
イ その他の情報	46
(2) 情報伝達手段	47
(3) 具体的な情報受伝達内容	51
・情報受伝達フロー図 ー都市災害ー	52
第3 情報の種類と対応する情報伝達手段総括表	53
第4 課題	54
1 現状における課題	54
(1) 情報伝達手段について	54
(2) 市民等の意識や行動について	54
2 課題解決に向けた対応の方向性	54
(1) 情報伝達手段について	54
(2) 市民等の意識や行動について	55

第1 総則

1 計画の目的と位置付け

災害による被害を最小化するためには、災害が発生し、又は発生するおそれが生じたときに、一人ひとりが災害に関する情報を収集し、状況を直ちに把握して、早めに避難行動等をとることが重要です。

横浜市（以下「市」という。）では、多様な災害に対応するため、「震災対策」、「風水害等対策」及び「都市災害対策」に関する3編の構成で、災害対策基本法に基づく地域防災計画（横浜市防災計画）を策定しています。一方で、災害の形態が様々なものであっても、その対応に必要な情報受伝達の内容には、共通した基本的な事項があります。

そのため、本計画では、災害対策に携わる市職員はもとより、市民、事業者及び来街者（以下「市民等」という。）が、災害に関する情報をより迅速・的確に把握し、かつ有効に活用することができるよう、災害時の情報収集・伝達に関する基本的な事項などをまとめています。

なお、本計画は、横浜市防災計画に基づく活動を行うにあたって必要な細部を定めたもの（細部計画）です。

2 対象とする情報

本計画には、災害が発生するおそれが生じた段階から、災害が発生した際の応急対策までの段階における、避難行動その他の災害への対応に特に必要な情報を取りまとめて記載しました。

3 情報収集・伝達の基本的事項

災害に関する情報の把握は適切な災害応急対策を行うための前提条件であることから、市及び市民等は、迅速かつ正確に情報を収集・伝達しなければなりません。

特に発災直後は、災害への対処方針の決定にも大きな影響を及ぼすことから、情報を早期に把握することが重要です。

また、市民等が災害に関する情報を有効に活用し、必要に応じて、避難その他の安全確保のための行動や、地域や事業所等における応急対策などにつなげることにより、災害による被害を減少させていくことが望まれます。

(1) 公助

市は、防災関係機関及び市民等との間で災害等に関する情報を共有するため、応急対策等に必要な情報を迅速かつ正確に収集・伝達するよう

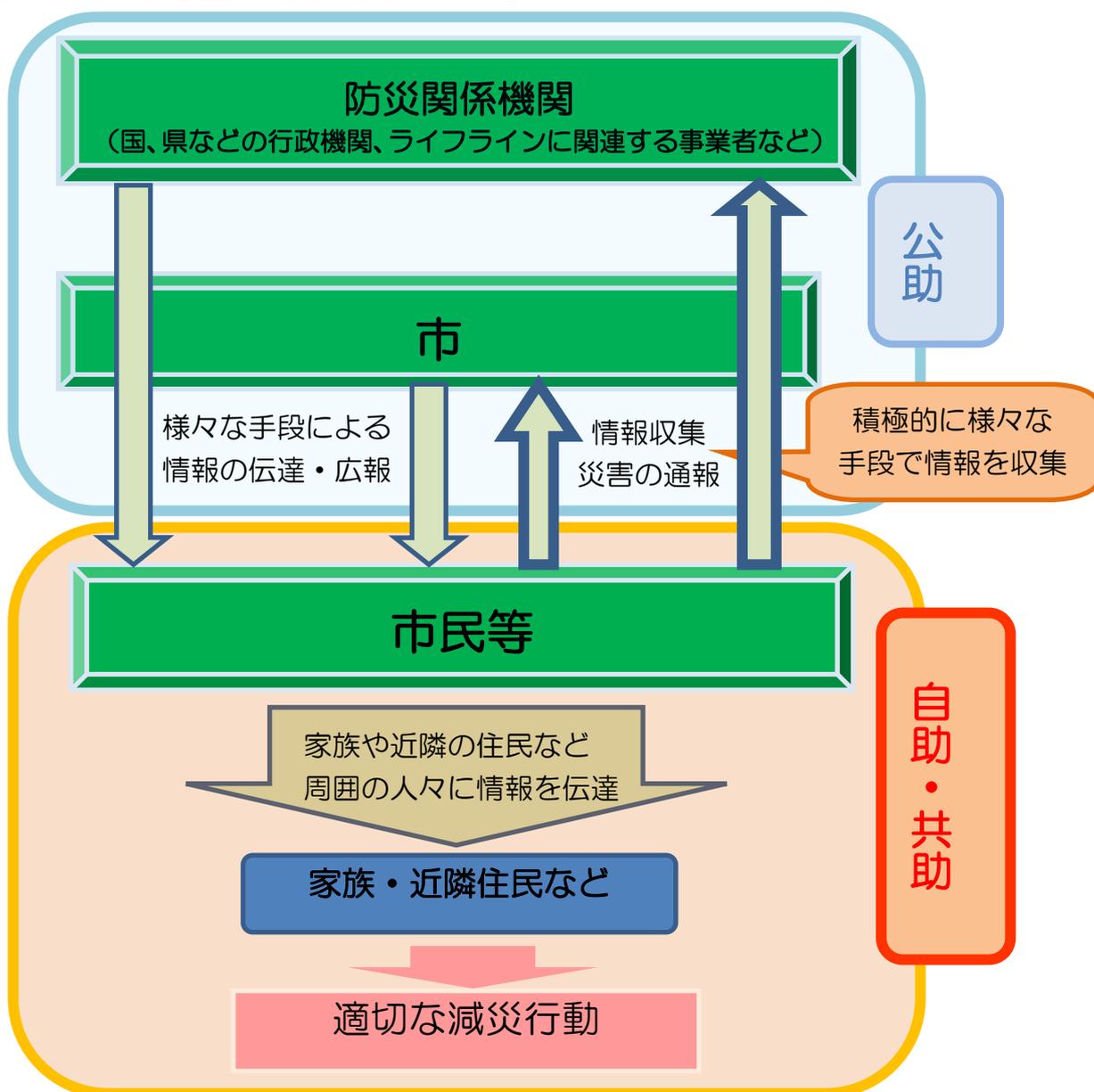
努めます。

さらに、市は保有する様々な機能を活用して、被害情報、応急対策活動等の状況、生活関連情報等を広報します。また、必要に応じて他の機関又は団体等の協力を求めて広報を行います。

(2) 自助・共助

市民等による情報の収集に際しては、市及び防災関係機関等から伝達・発表される情報を中心として、様々な手段により最新の情報を迅速に収集することが重要です（自助）。また、得た情報については、様々な伝達手段を活用して家族や住民同士で伝え合うなど、周囲の人々への情報の伝達に留意する必要があります（共助）。

【災害に関する基本的な情報の流れ】



コラム 自助・共助とは？

～よこはま地震防災市民憲章と横浜市災害時における自助及び共助の推進に関する条例～

東日本大震災では、行政による災害対策の限界と、事前に備えることで被害を少なくする「減災」の重要性を確認しました。

災害の発生を完全に防ぐことは不可能ですが、日頃の備えや助け合いにより被害を減らすことはできます。この「減災」のためには自助・共助が欠かせません。

そこで、減災に向けた自助・共助の大切さを共通認識として持っていただき、世代を超えて引き継がれることを願って「よこはま地震防災市民憲章」を制定しました。理念である憲章本文と、具体的な 23 の行動を示した行動指針で構成しています。

横浜市地震防災市民憲章

検索

さらに、「横浜市災害時における自助及び共助の推進に関する条例」を制定し、「自助・共助」の理念を明らかにするとともに災害時における市民等の「自助・共助」の役割を具体化しています。

自助「市民及び事業者が自己の責任により、災害から自らの安全を自らで守る」
共助「市民及び事業者が地域において互いに助け合い、互いを災害から守る」

【「自助」の取組例】

- ・防災に関する研修会、訓練、ボランティア活動などに積極的に参加し、防災に関する知識・技能の習得に努める。
- ・日頃から、防災に関する情報を活用し、災害が発生するおそれがある危険な箇所、避難場所、避難経路、避難方法などを確認する。
- ・災害時には、自ら防災に関する情報の収集に努め、避難すべきと判断したときは、速やかに、自主的に避難するよう努めるとともに、避難勧告等の発令等があったときは、速やかに、これに応じて行動する。

【「共助」の取組例】

- ・町の防災組織の活動に積極的に参加する。
- ・町の防災組織は、市等と連携し、防災に関する知識の普及、危険な箇所の定期的な確認、防災訓練などを行う。
- ・災害時には、情報の収集及び伝達、避難誘導、初期消火、救出救助などの応急対策を実施する。

第2 災害の種別に応じた情報の種類と伝達手段

災害には、その発生の仕組み等の違いにより、震災や都市災害など予期せずに発生するものと、風水害など事前にある程度発生を予測できるものがあります。また、必要となる情報は災害の種類に応じて様々なものがあります。

このように、具体的な情報収集・伝達の内容は災害の種類に応じて異なることから、次のとおり、情報収集・伝達に関する内容を代表的な災害の類型ごとにまとめています。

1 風水害等

(1) 情報の種類と内容

ア 気象に関する情報

(7) 気象庁が発表する警報等

種類	概要	市民等の行動など
気象特別警報	重大な災害が起こるおそれが著しく大きいときに発表されます。 [発表の基準] 数十年に一度の現象	・テレビ、ラジオ、気象庁ホームページ、横浜市防災情報等で情報を収集する。 ※気象特別警報、気象警報及び気象注意報の種類については次ページの表を参照してください。
気象警報	重大な災害が起こるおそれのあるときに発表されます。 [発表の基準] 大雨の場合 1時間雨量 45 mm	
気象注意報	災害が起こるおそれのあるときに発表されます。 [発表の基準] 大雨の場合 1時間雨量 30 mm	
気象情報	警報・注意報に先立つ注意喚起や警報・注意報の補完のための情報	
記録的短時間大雨情報	数年に一度しか起こらないような記録的な短時間の大雨を観測したときにより一層の警戒を呼び掛けます。 [発表の基準] 1時間雨量 100 mm (神奈川県)	・テレビ、ラジオ、気象庁ホームページ、横浜市防災情報等で情報を収集する。
地方気象情報・府県気象情報	警報や注意報と一体のものとして発表し、現象の経過、予想、防災上の留意点等を解説するなど、防災上重要な情報です。	・テレビ、ラジオ、気象庁ホームページ等で情報を収集する。
竜巻注意情報	積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風が発生しやすい気象状況になったと判断された場合に発表される情報です。 発生ピークは、7月から10月の14時から17時の間(前線や台風の影響、不安定な大気の状態などによる。)	・空の変化に注意する。 ・竜巻発生確度ナウキャストや気象レーダー画像にアクセスできる環境であれば、自分が今いる場所の状況についてこまめに確認する。
台風情報	3時間ごとに台風の実況と予報を、各時刻の正時約50分後に発表します。 また、1時間ごとの実況と1時間後の推定値(台風の中心位置、強度、大きさ)を発表する場合があります。	テレビ、ラジオ、気象庁ホームページ等で情報収集する。

※ 気象特別警報、気象警報及び気象注意報の種類

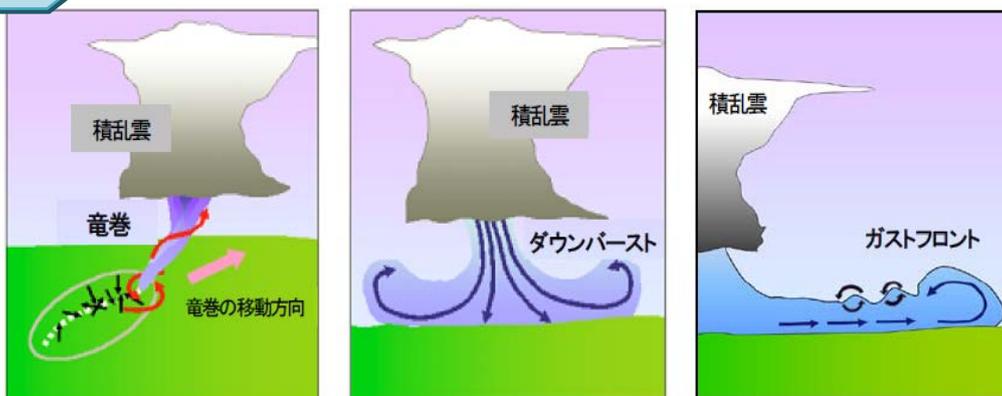
気象庁ホームページより

特別警報	大雨、暴風、暴風雪、大雪、波浪、高潮
警報	大雨、洪水、暴風、暴風雪、大雪、波浪、高潮
注意報	大雨、洪水、強風、風雪、大雪、波浪、高潮、雷、融雪、濃霧、乾燥、なだれ、低温、霜、着氷、着雪

コラム 雨の降り方と強さについて（イメージ）



コラム 竜巻等の突風



(a) 竜巻

(b) ダウンバースト

(c) ガストフロント

積乱雲に伴う強い上昇気流により発生する激しい渦巻きで、多くの場合、漏斗状又は柱状の雲を伴います。被害域は、幅数十～数百メートルで、長さ数キロメートルの範囲に集中しますが、数十キロメートルに達したこともあります。

積乱雲から吹き降ろす下降気流が地表に衝突して水平に吹き出す激しい空気の流れです。吹き出しの広がり数は数百メートルから十キロメートル程度で、被害地域は円形あるいは楕円形など面的に広がる特徴があります。

積乱雲の下で形成された冷たい(重い)空気の塊が、その重みにより温かい(軽い)空気の側に流れ出すことによって発生します。水平の広がり数は竜巻やダウンバーストより大きく、数十キロメートル以上に達することもあります。

竜巻が迫ったら・・・

(屋内にいる場合)

- ・ 窓から離れる。
- ・ 部屋の隅・ドア・外壁から離れ、地下室か最下階へ移動する。
- ・ 頑丈な机の下に入り、両腕で頭と首を守る。

(屋外にいる場合)

- ・ 近くの頑丈な建物に移動する。頑丈な建物がなければ、飛散物から身を守るような物陰に身を隠し、頭を抱えてうずくまる。

(イ) その他気象に関する情報

種類	概要及び収集方法
降雨状況	<ul style="list-style-type: none"> ▶ XRAIN (国土交通省) http://www.river.go.jp/xbandradar/ ▶ レインアイよこはま (横浜市環境創造局) 1分間隔の降雨状況や降雨履歴、ゲリラ豪雨の動き等を見ることができ、リアルタイムな雨量情報を提供します。 http://raineeye.city.yokohama.lg.jp/pweb/ ▶ レーダーナウキャスト (気象庁レーダ) http://www.jma.go.jp/jp/radnowc/ ▶ 高解像度降水ナウキャスト http://www.jma.go.jp/jp/highresorad/
雨量	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 横浜市防災情報 (消防局雨量情報) 各消防署に設置した雨量観測計の観測情報 http://www.city.yokohama.lg.jp/ex/kikikanri/weather/top/fire_rain.html
潮位	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 横浜市防災情報 (港湾局潮位情報) 横浜港大棧橋に設置した潮位観測計の観測情報 http://www.city.yokohama.lg.jp/ex/kikikanri/weather/top/bay_tide.html ▶ 気象庁潮位観測情報 http://www.jma.go.jp/jp/choi/ <p>※ 「高潮」は、台風や発達した低気圧が通過するとき、潮位が大きく上昇する現象です。高潮の発生は、気圧の低下による海面の吸い上げと風による吹き寄せが主な要因です。</p> <p>高潮が発生すると、海水が護岸を超えたり高い波による越波が生じ、背後地が浸水する可能性が高くなります。</p>
雷・竜巻	<ul style="list-style-type: none"> ▶ レーダーナウキャスト (気象庁レーダ) http://www.jma.go.jp/jp/radnowc/
積雪情報	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 横浜市ホームページ 横浜地方气象台(中区)及び18区の測定場所における積雪深 http://www.city.yokohama.lg.jp/somu/org/kikikanri/information.html

その他、テレビ、ラジオ、ホームページ等で、天気予報、アメダス、気象衛星画像等の情報を収集します。

コラム ▶ 雷とは

雷は、大気中で大量の正負の電荷分離が起こり、放電する現象です。電荷分離は、雲の中で「あられ」と氷晶(小さい氷のつぶ)の衝突により起こると考えられています。湿った空気が激しく上昇して上空の低い温度の層に達すると「あられ」や氷晶が多量に発生し、雷雲となります。このため、雷は上空高くまで発達した積乱雲で発生します。

雷から身を守るために

雷鳴が聞こえるなど雷雲が近づく様子があるときは、落雷が差し迫っています。

雷に遭遇した場合は安全な空間へ避難

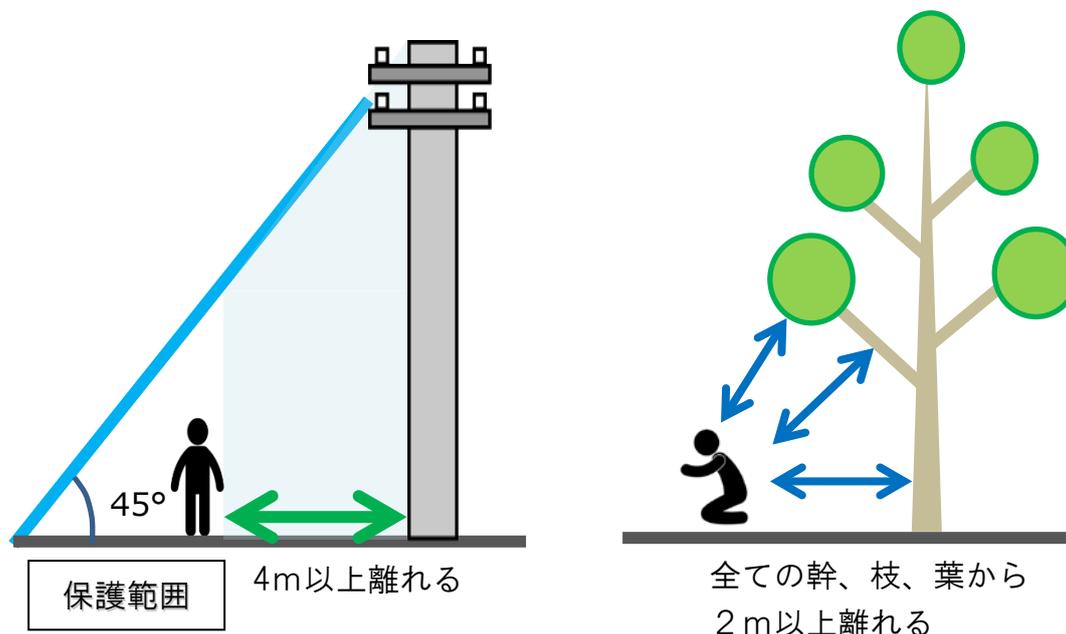
雷は、雷雲の位置次第で、海面、平野、山岳などところを選ばずに落ちます。近くに高いものがあると、これを通して落ちる傾向があります。グラウンドやゴルフ場、屋外プール、堤防や砂浜、海上などの開けた場所や、山頂や尾根などの高いところなどでは、人に落雷しやすくなるので、できるだけ早く安全な空間に避難してください。

鉄筋コンクリート建築、自動車(オープンカーは不可)、バス、列車の内部は比較的安全な空間です。また、木造建築の内部も基本的に安全ですが、全ての電気器具、天井・壁から1m以上離れば更に安全です。

近くに安全な空間がない場合は、電柱、煙突、鉄塔、建築物などの高い物体のてっぺんを45度以上の角度で見上げる範囲で、その物体から4m以上離れたところ(保護範囲)に退避します。

高い木の近くは危険ですから、最低でも木の全ての幹、枝、葉から2m以上は離れてください。姿勢を低くして、持ち物は体より高く突き出さないようにします。雷の活動が止み、20分以上経過してから安全な空間へ移動します。

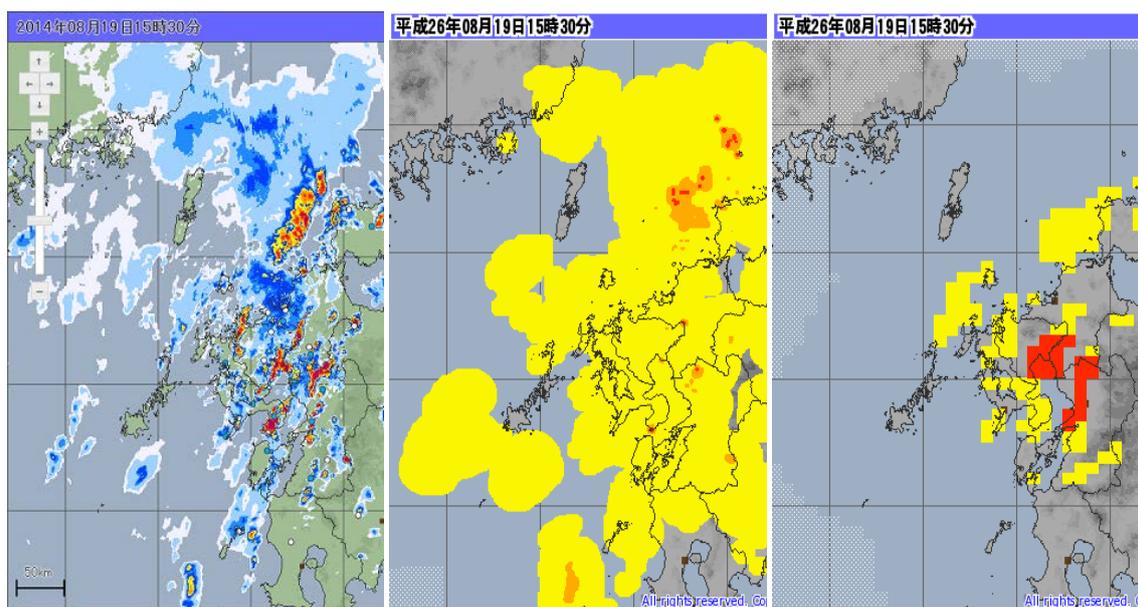
(出典: 気象庁ホームページ)



コラム ナウキャストを活用しましょう

気象庁では、降水、雷、竜巻の状況を1時間先まで予測した分布図(ナウキャスト)を発表しています。現象ごとに、「降水ナウキャスト」「雷ナウキャスト」「竜巻発生確度ナウキャスト」といいます。これらは5分又は10分ごとに最新の情報に更新されますので、屋外で行動する場合は、こまめにチェックすることが大切です。

【各ナウキャストの表示例】



降水ナウキャスト

雷ナウキャスト

竜巻発生確度ナウキャスト

出典：気象庁ホームページ

イ 土砂災害に関する情報

種類	概要	市民等の行動など
土砂災害警戒情報	大雨警報（土砂災害）が発表されている状況で、大雨による土砂災害発生危険度の高まったときに神奈川県と横浜地方気象台が共同で発表する情報です。	<ul style="list-style-type: none"> ・テレビ、ラジオ、ホームページで情報を収集する。 ・周囲の状況や雨の降り方に注意する。 ・土砂災害の前兆現象が見られたときは周囲の人にも知らせ、安全な場所に避難するとともに、区役所に通報する。 ・警戒対象区域の住民は、早めの避難を心がけるとともに、避難勧告等の情報にも注意する。
土砂災害緊急情報	<p>大規模な土砂災害※が急迫している状況において、国土交通省又は神奈川県が被害の想定される区域・時期について発表します。</p> <p>※山間部の土砂崩れで形成された天然ダム（河道閉塞）に起因する土石流など、広範囲に多大な被害が及ぶ土砂災害</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・警戒対象区域の住民は、早めの避難を心がけるとともに、避難勧告等の情報にも注意する。
土砂災害警戒判定メッシュ情報	<p>土砂災害警戒情報を補足する情報で、5 km 四方の領域（メッシュ）ごとに、土砂災害発生危険度を5段階に判定した結果を表示しています。</p> <p>土砂災害警戒情報や大雨警報（土砂災害）が発表されたときに、土砂災害発生危険度の高まっている詳細な領域を把握することができます。</p> <div data-bbox="478 1429 954 1928" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>情報の区分</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 実況で土砂災害警戒情報の基準に到達 ■ 予想で土砂災害警戒情報の基準に到達 ■ 実況又は予想で大雨警報の土壌雨量指数基準に到達 ■ 実況又は予想で大雨注意報の土壌雨量指数基準に到達 □ 実況又は予想で大雨注意報の土壌雨量指数基準未達 </div>	<ul style="list-style-type: none"> ・土砂災害警戒情報の基準※に到達したメッシュ（紫色）内の土砂災害危険箇所・土砂災害警戒区域等にいる市民等は、少しでも安全な場所への早めの避難を心がける。 ※ 過去の土砂災害発生時の土壌雨量指数等を調査した上で、市町村長の避難勧告等の災害応急対応を支援するための判断基準として都道府県と気象台が定めた基準。 この基準に「実況で到達」した場合には、極めて危険な状況（既に土砂災害が発生しているおそれがある状況）になったことを意味するので、これ以前に避難を完了しておくことが重要である。

コラム

▶ 土砂災害警戒区域とは (根拠法令：土砂災害防止法第7条)

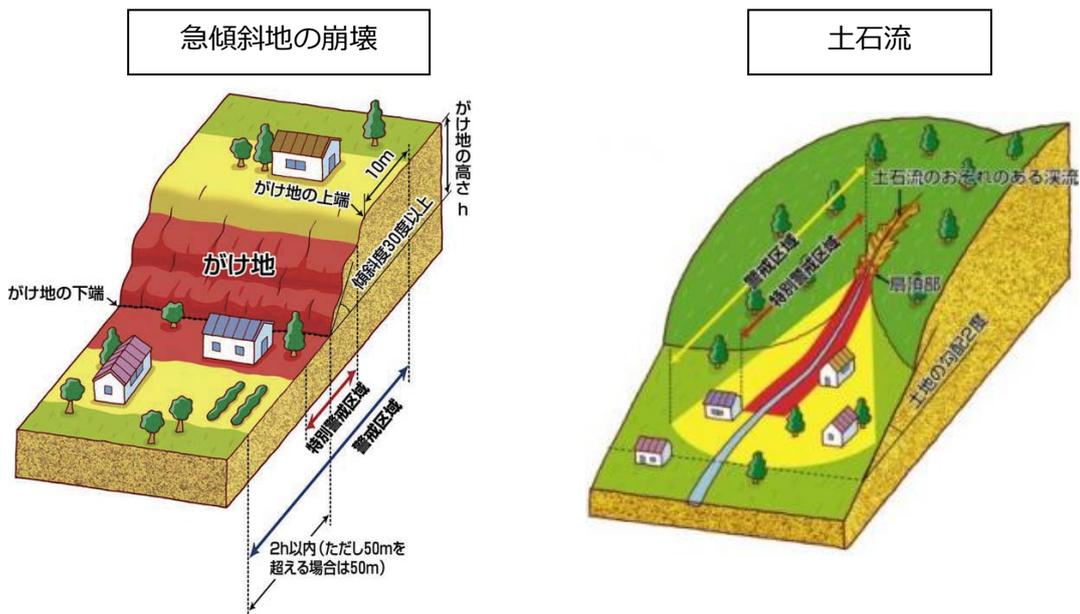
急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民等の生命・身体に危害が生じるおそれがあると認められる土地の区域で、当該区域における土砂災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域

(急傾斜地の崩壊)

- ・ 傾斜度が30度以上であって、高さが5m以上の区域
- ・ 崖地の下端から水平距離が10m以内の区域
- ・ 崖地の下端から急傾斜地の高さの2倍(50mを超える場合は50m)以内の区域

(土石流)

- ・ 土石流の発生のおそれのある溪流において、扇頂部から下流で勾配が2度以上の区域



コラム 土砂災害の前兆現象



- 小石がバラバラ落下
- 斜面に湧水が発生
- 斜面に亀裂が発生

崖崩れの前兆現象

- 山鳴りの音の発生
- 川の水の異常な濁り
- 川の水位の激減

土石流の前兆現象

周囲の人にも声をかけ、直ちに避難を判断しましょう。
区役所に通報してください。

ウ 河川に関する情報

(7) 洪水予報

国や都道府県が管理する河川のうち、流域面積が大きく、洪水により大きな損害を生じるおそれがある河川について、国土交通省又は都道府県と気象庁が共同で、河川を指定して洪水予報を行います。

横浜市域に影響を及ぼすものとしては、鶴見川及び多摩川が該当します（洪水予報河川）。

国土交通省関東地方整備局京浜河川事務所のホームページで、河川監視用カメラ映像を閲覧できます。本市域に影響のある地点は次のとおりです。

- ・ 鶴見川綱島水位観測所付近／港北区綱島東
- ・ 鶴見川亀の子橋水位観測所付近／港北区新羽町
- ・ 鶴見川多目的遊水地内／港北区小机町
- ・ 鶴見川末吉橋水位観測所付近／川崎市幸区小倉付近
- ・ 多摩川田園調布（上）水位観測所付近／東京都大田区田園調布本町

(4) 水位情報

(7)以外の河川で、洪水により重大な損害が生じるおそれがあるが、流域面積が小さく洪水予報を行う時間的余裕がない河川について、河川を管理する国・県は、避難判断水位を上回ったときに氾濫警戒情報を発表します。

横浜市域では、矢上川、早淵川、帷子川、今井川、宇田川、境川などが該当します（水位周知河川）。

横浜市ホームページ「水防災情報のページ」（道路局河川水位・遊水地情報）では、市内の河川水位観測所の水位情報や監視カメラによる河川の画像情報を公開しています。

コラム 洪水予報の種類

洪水予報の種類	発表基準	市町村・住民に求める行動の段階
〇〇川氾濫発生情報 (洪水警報)	氾濫の発生 (レベル5)	氾濫水への警戒を 求める段階
〇〇川氾濫危険情報 (洪水警報)	氾濫危険水位 (レベル4) に到達	避難等の氾濫発生 に対する対応を求 める段階
〇〇川氾濫警戒情報 (洪水警報)	一定時間後に氾濫危険水位 (レベル4) に 到達が見込まれる場合、又は避難判断水位 (レベル3) に到達し、さらに水位の上昇 が見込まれる場合	避難準備などの氾 濫発生に対する警 戒を求める段階
〇〇川氾濫注意情報 (洪水注意報)	氾濫注意水位 (レベル2) に到達し、さら に水位の上昇が見込まれる場合	氾濫の発生に対す る注意を求める段 階



出典：国土交通省京浜河川事務所ホームページ

※ 水防団・・・水防管理団体（市）が水防事務を処理するために設置するもの。本市では、消防機関が水防事務を担う。

【参考】水防警報

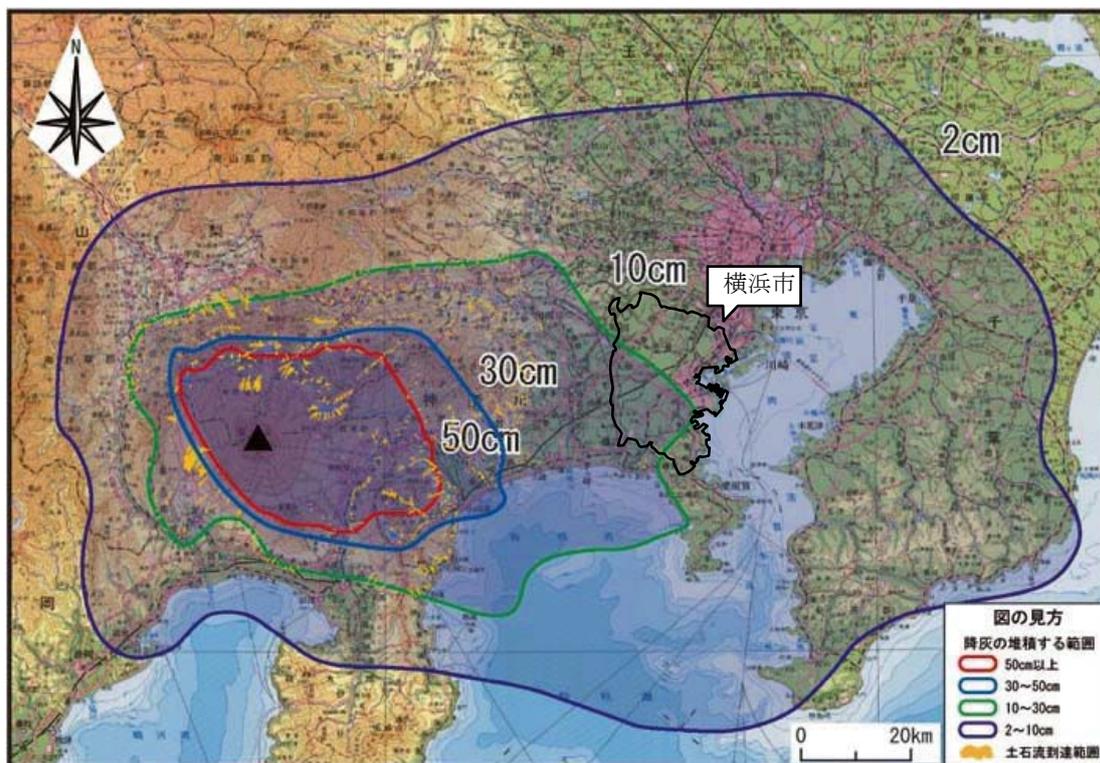
洪水や高潮による災害のおそれがあるとき、河川を管理する国又は県が、市などの水防に関係のある機関に対して発表します。

種類	内容	発表基準
待機	1 出水あるいは水位の再上昇等が予想される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告するもの 2 水防機関の出動期間が長引くような場合に、出動人員を減らしてもさしつかえないが、水防活動をやめることができない旨を警告するもの	気象予警報等及び河川、海岸等の状況により特に必要と認めるとき。
準備	水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水こう門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに水防機関の出動を準備させる必要がある旨を警告するもの	雨量、水位、流量その他の河川、海岸等の状況により必要と認めるとき。
出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの	洪水注意報等により、はん濫注意水位（警戒水位）を越えるおそれがあるとき。又は水位流量等、その他河川、海岸等の状況により必要と認めるとき。
指示	水位、滞水時間その他水防活動上必要な状況を明示するとともに、越水、漏水、法崩、亀裂その他河川、海岸等の状況により警戒を必要とする事項を指摘して警告するもの	洪水警報等により、又は既にはん濫注意水位（警戒水位）を越え、災害のおこるおそれがあるとき。
解除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び一連の水防警報を解除する旨を通告するもの	はん濫注意水位（警戒水位）以下に下降したとき。又ははん濫注意水位（警戒水位）以上であっても水防作業を必要とする河川、海岸等の状況が解消したと認めるとき。

エ 火山に関する情報

本市においては、周辺の富士山、箱根山及び伊豆大島などの活火山で噴火が発生した場合、火山からの距離等の理由により溶岩流や噴石等の影響はないとされており、主に富士山の噴火による「火山灰」の降下（降灰）による影響が大きいと予測されています。

富士山降灰可能性マップ （出典：「富士山火山防災マップ」）



コラム 火山灰とは

噴火の際に火山から放出される固形物質のうち、直径 2mm 以下のもの。火山灰により、健康被害、給水への支障や農作物被害などの社会的な問題が生じることがあります。また、火山灰は、車両の走行や航空機の運航に大きな支障を及ぼすほか、停電や断水などにより、市民生活に大きな影響を与えることなども懸念されています。



資料提供：鹿児島市

(7) 噴火警報・予報

気象庁は、噴火災害軽減のため、全国110の活火山を対象として、観測・監視・評価の結果に基づき噴火警報・予報を発表しています。

噴火警報は、生命に危険を及ぼす火山現象の発生や危険が及ぶ範囲の拡大が予想される場合に、「警戒が必要な範囲」を明示して発表します。

・噴火警戒レベル

噴火警戒レベルとは、火山活動の状況に応じて5段階に区分して、気象庁が発表する指標です。

《噴火警戒レベル（富士山、箱根山等で運用）》 出典：気象庁ホームページ

種別	名称	対象範囲	レベルとキーワード		説明	
					火山活動の状況	住民等の行動
特別 警報	噴火警報 (居住地域) 又は 噴火警報	居住地域 及び それより 火口側	レベル5 避難		居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要（状況に応じて対象地域や方法を判断）。
			レベル4 避難準備		居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まってきている）。	警戒が必要な居住地域での避難の準備、災害時要援護者の避難等が必要（状況に応じて対象地域を判断）。
警報	噴火警報 (火口周辺) 又は 火口周辺警報	火口から 居住地域 近くまで	レベル3 入山規制		居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	通常の生活（今後の火山活動の推移に注意。入山規制）。状況に応じて災害時要援護者の避難準備等。
		火口周辺	レベル2 火口周辺規制		火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	通常の生活。
予報	噴火予報	火口内等	レベル1 活火山であることに留意		火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）。	通常の生活。

(イ) 降灰予報

様々な被害をもたらす火山灰に備えるため、気象庁が降灰予報を発表します。

種類	発表時期	概要	情報収集先
降灰予報 (定時)	定期的（火山の活動状況による）	一定規模の噴火を仮定して、18時間先（3時間区切り）までに噴火した場合の降灰範囲等を予報	気象庁ホームページなど
降灰予報 (速報)	噴火後速やかに（5～10分程度）	噴火から1時間以内の降灰量等を予報	
降灰予報 (詳細)	噴火後20～30分程度	噴火から6時間先まで（1時間ごと）に、予想される降灰量分布や降灰開始時刻を予報	

降灰予報で使用する降灰量階級表 出典：気象庁ホームページ

名称	表現例			影響ととるべき行動		その他の影響
	厚さ キーワード	イメージ※1		人	道路	
		路面	視界			
多量	1mm 以上 【外出を控える】	完全に覆われる 	視界不良となる 	外出を控える 慢性の喘息や慢性閉塞性肺疾患（肺気腫など）が悪化し健康な人でも目・鼻・のど・呼吸器などの異常を訴える人が出始める	運転を控える 降ってくる火山灰や積もった火山灰をまきあげて視界不良となり、通行規制や速度制限等の影響が生じる	がいしへの火山灰付着による停電発生や上水道の水質低下及び給水停止のおそれがある
やや多量	0.1mm ≤ 厚さ < 1mm 【注意】	白線が見えにくい 	明らかに降っている 	マスク等で防護 喘息患者や呼吸器疾患を持つ人は症状悪化のおそれがある	徐行運転する 短時間で強く降る場合は視界不良の恐れがある 道路の白線が見えなくなるおそれがある（およそ0.1～0.2mmで鹿児島市は除灰作業を開始）	稲などの農作物が収穫できなくなったり ^{※2} 、鉄道のポイント故障等により運転見合わせのおそれがある
少量	0.1mm 未満	うっすら積もる 	降っているのがようやくわかる	窓を閉める 火山灰が衣服や身体に付着する目に入ったときは痛みを伴う	フロントガラスの除灰 火山灰がフロントガラスなどに付着し、視界不良の原因となるおそれがある	航空機の運航不可 ^{※2}

※1 掲載写真は気象庁、鹿児島市、(株)南日本新聞社による
※2 富士山ハザードマップ検討委員会(2004)による想定

(ウ) 火山現象に関する情報

種類	概要	発表時期
火山の状況に関する解説情報	火山性地震や微動回数、噴火等の状況や警戒事項について解説する情報	火山活動の状況に応じ適時発表
噴火に関する火山観測報	噴火が発生したことを知らせる情報（発生時刻や噴煙高度等）	随時

オ 避難勧告等

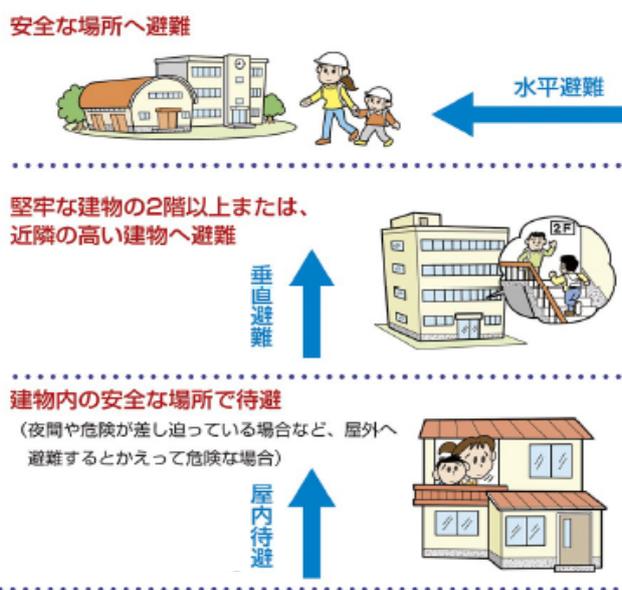
風水害が発生し、又は発生するおそれのある場合に住民等の円滑な避難行動を促すため、市は、「避難勧告」、「避難指示」及び「屋内での待避その他の屋内における避難のための安全確保に関する措置（屋内での安全確保措置）の指示」を実施します。また、避難のための立ち退き準備を促すため、必要と認める地域の居住者等に対し、「避難準備情報」を発令します。これらの発令は、区長が実施しますが、複数の区にまたがるような広域的な避難を行う必要があるときは、市長が実施します。



種類	発令の目安	市民等の行動
避難準備情報	[河川の氾濫] ・「避難判断水位」に到達し、上流域の降雨等により、引き続き、水位の上昇が見込まれる場合 ・漏水等が発見された場合 ・夜間から明け方に避難勧告を発令することが予想される場合	・要援護者は、立ち退き避難する。 ・立ち退き避難の準備を整えとともに、今後の防災気象情報、水位情報等に注意を払い、自発的に避難を開始することが望ましい。
	[土砂災害] ・強い降雨を伴う台風が夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合 ・夜間から明け方に避難勧告を発令することが予想される場合	・特に、ほかの水災害と比較して突発性が高く予測が困難な土砂災害については、避難準備が整い次第、避難場所等へ立ち退き避難することが強く望まれる。
避難勧告	[河川の氾濫] ・「氾濫危険水位」に到達し、上流域の降雨等により、引き続き、水位の上昇が見込まれる場合 ・「氾濫注意水位」を超えた状態で、急激な水位上昇による氾濫のおそれがある場合 ・異常な漏水等が発見された場合 ・「氾濫注意水位」を超えた状態で、台風が夜間から明け方に接近、通過	・避難場所等へ立ち退き避難する。 ・小河川、下水道等による浸水については、危険な区域が地下空間や局所的に低い土地に限定されるため、地下空間利用者等は安全な区域に速やかに移動する。 ・避難場所等への立ち退

	<p>し、大雨警報等の発表など多量の降雨が予想される場合</p> <p>[土砂災害]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土砂災害警戒情報が発表された場合 ・大雨警報（土砂災害）が発表されている状況で、記録的短時間大雨情報が発表された場合 ・土砂災害の前兆現象が発見された場合 	<p>き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、近隣のより安全な場所、より安全な建物当への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内での安全確保措置」（屋内のより安全な場所への移動）をとる。</p>
<p>避難指示</p>	<p>[河川の氾濫]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・越水、溢水のおそれのある場合 ・異常な漏水の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まった場合 ・決壊や越水・溢水の発生 ・「氾濫発生情報」が発表された場合 ・樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合 <p>[土砂災害]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土砂災害警戒情報が発表されており、さらに記録的短時間大雨情報が発表された場合 ・土砂災害が発生した場合 ・山鳴り、流木の流出の発生が確認された場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難の準備や判断の遅れ等により、立ち退き避難を躊躇していた場合は、直ちに立ち退き避難する。 ・避難場所等への立ち退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、近隣のより安全な建物等への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、屋内でもより安全な場所へ移動する安全確保措置をとる。
<p>屋内での安全確保措置の指示</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・大雨等により既に浸水が始まっている場合や、竜巻のように屋外での移動がかえって命に危険を及ぼしかねない場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・自宅等の建物内に留まり、安全を確保する。

コラム 求められる避難行動とは
 避難勧告等が発令されていなくても、「自らの身は自らで守る」という考えのもと、危険が迫る前に早めに避難を開始してください。
 危険が迫っている状況においては、安全の確保を第一に考え、命を守る最低限の行動（垂直避難や屋内待避）が必要な場合があります。



コラム 日頃の備え ～ハザードマップの活用～

ハザードマップ等により、周囲の災害の危険性（土砂災害、浸水害、高潮災害）を確認しておくことが重要です。また、豪雨災害から命を守るための行動を理解し、訓練等を通じて、災害時に適切な行動をとれるようにする必要があります。

【参考】災害警戒区域の想定地図について（横浜市ホームページで公開しています。）

名称	提供方法
わいわい防災マップ	災害時に予想される様々な危険性や、それらの危険を回避するための情報を事前に提供することで、市民の防災意識の向上を図るとともに、自ら災害時の被害軽減の行動に役立てることを目的として作成し、公表しています。
内水ハザードマップ	大雨時に想定される下水道や水路に起因した浸水区域や浸水深などの様々な情報をまとめています。参考図として洪水ハザードマップ（河川の氾濫による浸水想定区域）を併せています。
洪水ハザードマップ	大雨によって河川が増水し、堤防が決壊したりあふれたりする氾濫が発生した場合の浸水予測の範囲と程度のほか、各地域の避難所等を示しています。
土砂災害ハザードマップ	大雨等により、土砂災害が発生した場合に被害がおよぶおそれのある区域を示しています。
高潮警戒区域図	伊勢湾台風が東京湾を直撃した場合を想定し、地盤の浸水のおそれがある区域を示しています。

カ その他の情報

概要	収集方法等
・ 災害の状況に関する情報 ・ 避難（避難場所等）に関する情報 ・ 応急対策活動の状況に関する情報 ・ その他住民生活に必要な情報（二次災害防止情報を含む。）等	市・区ホームページなど

(2) 情報伝達手段

	情報伝達手段	概要	伝達される情報	対象
PUSH型※	横浜市防災情報 Eメール 登録が必要 	あらかじめ登録したパソコン・携帯電話に防災情報等を電子メールで配信します（1500文字以内）。 気象情報や河川水位情報は登録状況に応じて自動配信されます。	<ul style="list-style-type: none"> ・大雨警報及び大雨注意報等 ・河川水位情報 ・雨量情報 ・豪雨お知らせ情報 ・土砂災害警戒情報等 ・竜巻注意情報 ・避難準備情報、避難勧告及び避難指示 	登録者 【登録方法】 左記のQRコード又は下のメールアドレスに空メールを送信する。 entry-yokohama@bo-usai-mail.jp
	緊急速報メール	携帯電話を利用した災害時専用の情報配信の仕組みで、緊急かつ重要な情報について、対象エリアにある緊急速報メールに対応した携帯電話に対し配信します（題名15文字、本文200文字以内）。専用の着信音とバイブレーションで知らせます。	<ul style="list-style-type: none"> ・特別警報 ・避難準備情報、避難勧告及び避難指示（市全域や区全域など広範囲に及ぶもので対象区域が明記できるもの） 	対象エリア内で緊急速報メール対応の携帯電話を所持している者
	緊急警報伝達システム	全国瞬時警報システム（J-ALERT）に対応し、かつ、本市独自の緊急情報を市民に伝達します。	<ul style="list-style-type: none"> ・避難準備情報、避難勧告及び避難指示 	戸塚区浸水想定区域内にある5地域防災拠点
	Twitterアラート 設定が必要	通常はタイムラインに表示されるのみのツイートを、受信設定をしたサービス利用者がスマートフォンの画面上のプッシュ通知で受け取ることができる、Twitter社が提供するサービスです。 災害発生時に避難情報等緊急度の高い情報を発信する際に利用します。	<ul style="list-style-type: none"> ・気象警報・特別警報 ・竜巻注意情報 ・土砂災害警戒情報等 ・避難準備情報、避難勧告及び避難指示 	サービス利用者

親水拠点警報装置	注意報・警報や雨量情報、河川水位情報等と連動した警報装置により、親水拠点利用者の避難行動を促します。	・大雨警報及び大雨注意報 ・雨量警報 ・急激増水警報	18箇所の親水拠点
河川水位情報システム等 ※名称及び機能は、システムごとに異なります。	屋外スピーカーから音声やサイレンを放送することにより、災害発生の危険性や避難情報等を、付近の市民にお知らせします。	・河川水位情報 ・避難勧告等 ※システムごとに異なります。	鶴見区・港北区：5箇所 西区：5箇所 保土ヶ谷区：5箇所 栄区：5箇所 都筑区：9箇所
緊急警報放送システム	テレビ・ラジオ等から警報音を発し、重要かつ緊急な災害情報を放送します。 市は、緊急を要する避難勧告等について、日本放送協会（横浜放送局）に対して協定に基づき放送を要請します。	・避難勧告及び避難指示	視聴者
広報車両	区役所等は、道路状況に応じて必要な地域へ放送設備を有する車両を出動させ、広報を実施します。	・避難準備情報、避難勧告及び避難指示	対象地域内
職員による広報	広報車の活動が不能な地域又は特に必要と認められる地域に対して職員を派遣して広報を実施します。	・避難準備情報、避難勧告及び避難指示	対象区域内
航空機	必要に応じて消防局ヘリコプター搭載のスピーカー等により情報提供及び避難誘導等を実施します。	・避難勧告及び避難指示 ・避難誘導	対象区域内
ファックス	[聴覚障害者への災害情報の伝達] 区役所から災害時緊急情報をファクシミリ通信網を利用して自宅のファックスへ配信します。配信を希望する場合は登録申請が必要です。	・避難勧告、避難指示など	以下の登録者 ・原則として2級から3級の身体障害者手帳の交付を受けている聴覚障害者で自宅にファックスがある方
	[水防法・土砂災害防止法に基づく情報の伝達] 区役所は、土砂災害警戒区域内の要援護者施設や浸水想定区域内	・大雨警報及び大雨特別警報 ・土砂災害警戒情報等	・災害警戒区域に所在する地下街、要援護者施設等

		の事業所等に対し、ファックスにより避難に関する情報等を伝達します。	<ul style="list-style-type: none"> ・洪水予報等 ・避難準備情報、避難勧告、避難指示及び屋内待避の指示など 	
P U L L 型※	ホームページ	横浜市、気象庁、ライフライン事業者などの各機関がホームページで災害詳細情報を提供します。	<ul style="list-style-type: none"> ・避難準備情報、避難勧告及び避難指示 ・災害に関する情報全般 	利用者
	Twitter (横浜市防災ツイッター)	Twitter 社が提供するサイトに短文を掲載します。サービス利用者へ 140 文字以内の文字情報を配信します。	<ul style="list-style-type: none"> ・気象警報及び特別警報 ・竜巻注意情報 ・土砂災害警戒情報等 ・避難準備情報、避難勧告及び避難指示 	サービス利用者
	テレビ	災害情報全般が放送されます。行政機関が発表する情報等を各報道機関から音声・文字・映像で伝達します。	<ul style="list-style-type: none"> ・災害に関する情報全般 	視聴者
	ケーブルテレビ	地域の詳細な災害情報が提供されます。	<ul style="list-style-type: none"> ・災害に関する情報全般 	加入者
	データ放送	各報道機関が、災害情報を画面表示により提供します。	<ul style="list-style-type: none"> ・災害に関する情報全般 	視聴者
	テレビ神奈川データ放送	テレビ神奈川の提供する自治体向けデータ放送サービスを活用して、本市の詳細な災害情報を提供します。データ放送で提供中の情報は、テレビ神奈川のWEBページでも閲覧できます。	<ul style="list-style-type: none"> ・避難準備情報、避難勧告及び避難指示 ・災害に関する情報全般 	視聴者
	ラジオ	災害情報全般を放送します。本市と協定を締結しているラジオ日本、横浜エフエム放送及びエフエム・インターネットに対して、本市は放送を要請します。	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の詳細な災害情報等 	聴取者
	コミュニティFM	戸塚区、都筑区、青葉区等の、より詳細な災害情報を放送します。	<ul style="list-style-type: none"> ・区の詳細な災害情報等 	聴取者

紙媒体	必要に応じて、印刷物による情報提供として、避難場所等への掲出を行います。また、補助的な広報ツールとして、自治会町内会、地区センター等の公共施設などの掲示板に可能な範囲での掲出を依頼します。	・災害に関する情報全般	近隣住民
-----	--	-------------	------

※ PUSH型とPULL型

・PUSH 型の伝達方法

必要な情報について、利用者の能動的な操作を伴わず、自動的に配信する形式の伝達方法。市が特定の受け手に対して情報を伝達するものですが、受け手側の操作を伴うことなく強制的に情報が届けられるものであり、情報伝達が行われた場合の受け手側への影響力が大きいため、市全域へ情報伝達することは、局地的な災害には適さない場合があります。

(例：河川水位情報システムや緊急速報メールなど)

・PULL 型の伝達方法

必要な情報について、利用者が能動的に「引き出しに行く」形式の伝達方法。情報の受け手側が必要に応じて能動的に情報を取得しに行く形態をとり、市が受け手や情報伝達範囲を特定して伝達するものではありません。

(例：テレビ、ラジオ、ホームページ、SNSなど)

- ▶ 停電など、テレビやパソコンが使用できなくなる場合に備えて、複数の情報収集手段を確認しておきましょう。ラジオや電池も準備しておきましょう。

(3) 具体的な情報受伝達内容

災害の推移に対応した情報受伝達の内容を図で表します。

図には、市民等が減災行動をとる際に目安となるものを基本として、情報の種類、緊急度、重要度等が分かるように表示しました。

また、この情報受伝達の内容は一つの例として示すものであり、実際には、災害の状況に応じて対応する必要があります。

コラム

土砂災害に係る防災情報等の基本的な流れ（イメージ）



* 注意：状況によって異なる場合があります。

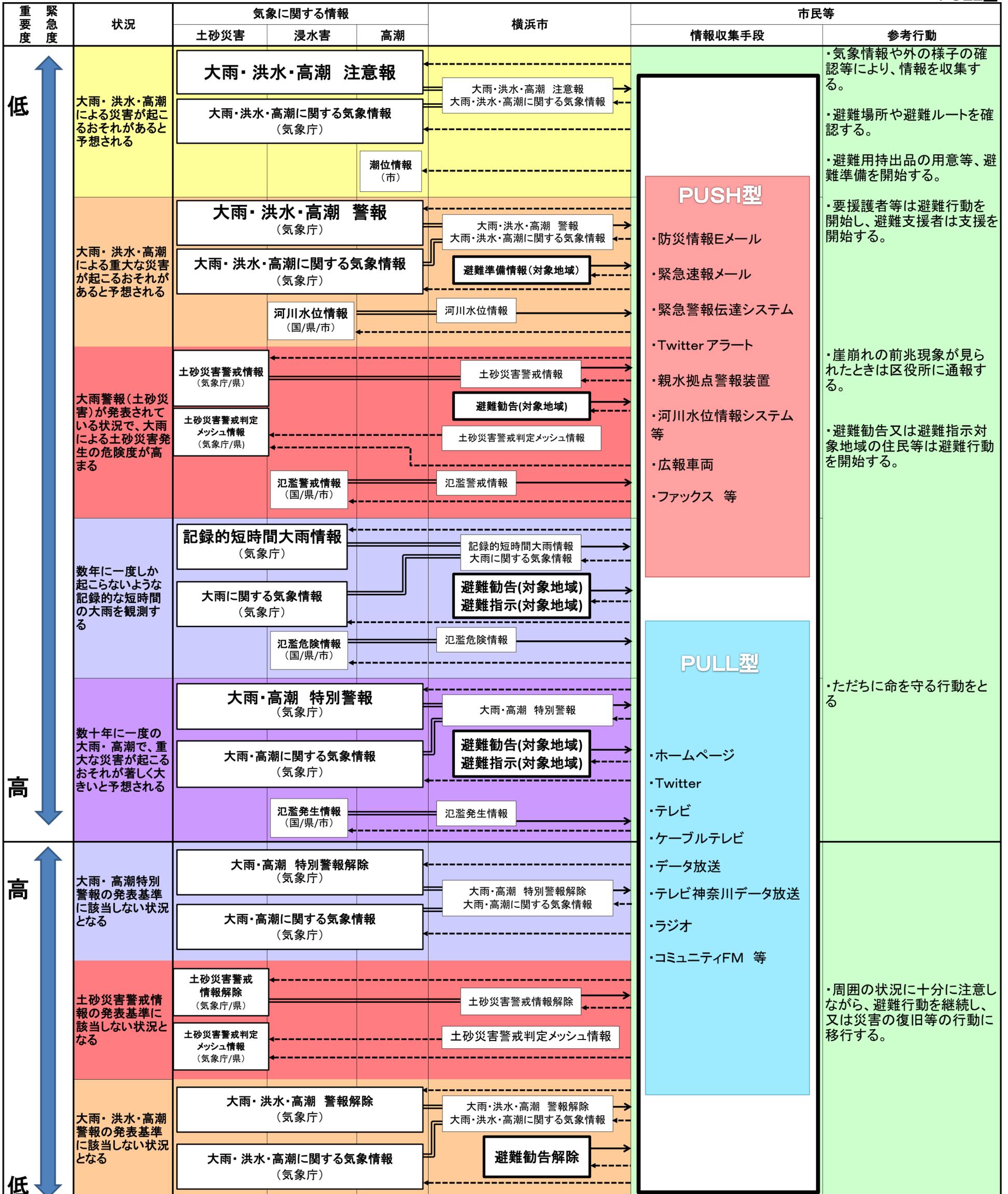
情報の種類	情報の内容	発表基準	情報の種類	皆さんの行動
大雨注意報	大雨により、災害が起こるおそれがある。	1時間雨量30mm など	避難準備情報	お年寄り、子ども、障害のある人、病気の人など、避難に時間を要する方は、避難行動を開始してください。
大雨警報	大雨により、 重大な 災害が起こるおそれがある。	1時間雨量45mm など	避難勧告	安全な場所へ 避難を開始 してください。
土砂災害警戒情報	大雨による土砂災害発生の 危険度が更に高まったとき。	土壌雨量指数の上昇 など	避難指示	まだ避難行動をとっていない人は、 直ちに避難を開始 してください。
記録的短時間大雨情報	数年に一度の記録的な短時間の大雨を観測したとき。	1時間雨量100mm		
大雨特別警報	大雨により、 重大な 災害が起こるおそれが 著しく大きい 場合	数十年に一度の降雨量		



情報受伝達フロー図

風水害(土砂災害・浸水害・高潮災害)

→ PUSH型
← PULL型



情報受伝達フロー図

—風水害(雪害)—

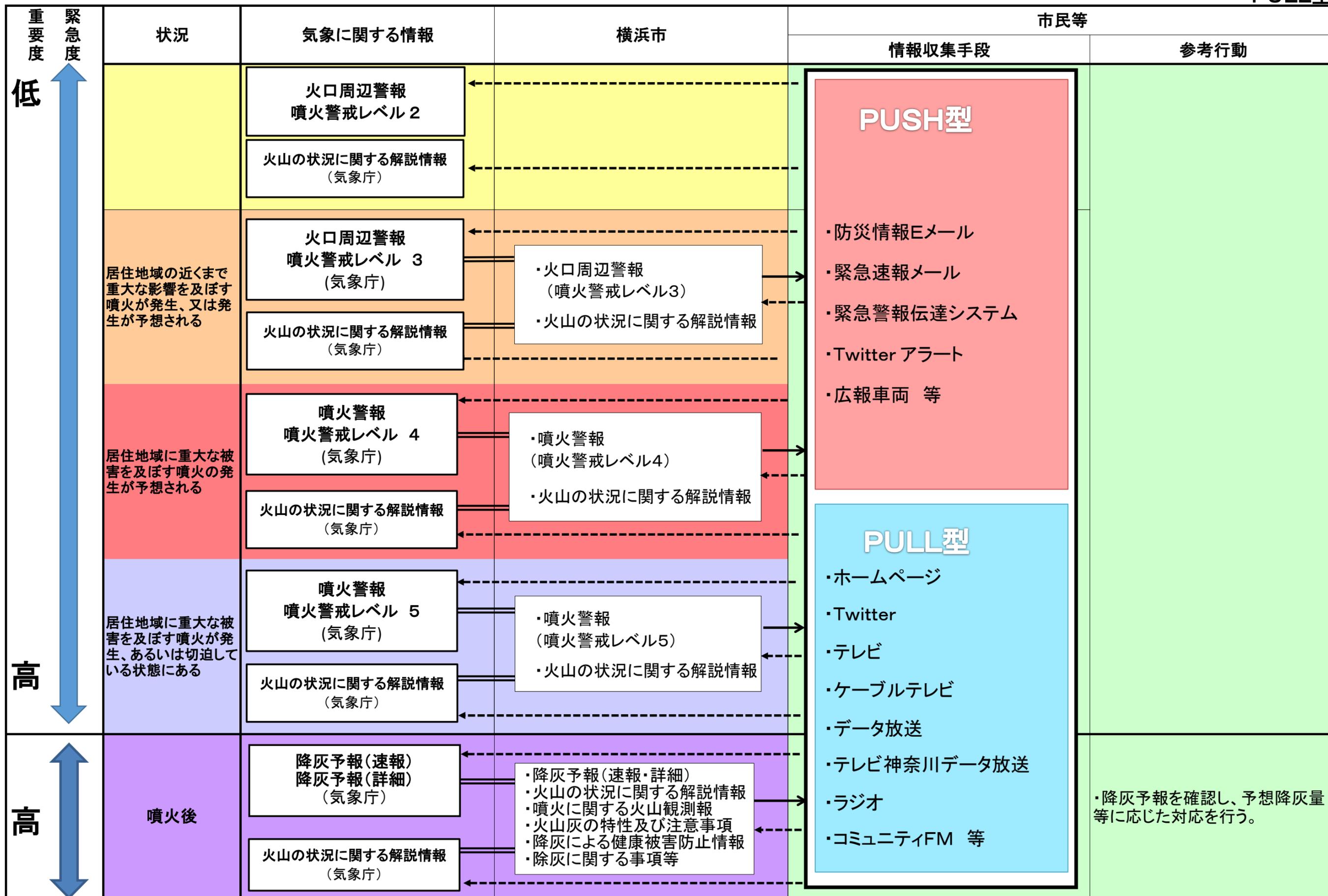
→ PUSH型
 ← PULL型

重要度 緊急度	状況	気象に関する情報	横浜市	市民等	
				情報収集手段	参考行動
低	市内で24時間降雪の深さが5cm以上と予想される	大雪注意報 (気象庁)	大雪注意報 大雪に関する気象情報	PUSH型 ・防災情報Eメール ・緊急速報メール ・緊急警報伝達システム ・Twitter アラート ・広報車両 等	・懐中電灯、携帯ラジオ、食料、飲料水等の備蓄を確認する。 ・不要不急な外出を避ける。 ・事業者は、状況に応じて、従業員等に対する早期の帰宅や、安全が確認できない場合の帰宅行動の抑制等、適切な対応をとる。
		大雪に関する気象情報 (気象庁)			
	市内で24時間降雪の深さが20cm以上と予想される	大雪警報 (気象庁)	大雪警報 大雪に関する気象情報		
大雪に関する気象情報 (気象庁)		・横浜地方気象台(中区)及び18区の測定場所における積雪深情報 ・市民利用施設・学校の状況 ・道路交通・鉄道・バス運行情報 ・ライフライン情報 ・ごみ収集情報等			
高	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される	大雪特別警報 (気象庁)	大雪特別警報 大雪に関する気象情報	PULL型 ・ホームページ ・Twitter ・テレビ ・ケーブルテレビ ・データ放送 ・テレビ神奈川データ放送 ・ラジオ ・コミュニティFM 等	・周囲の状況に十分に注意しながら、災害の復旧等の行動に移行する。
		大雪に関する気象情報 (気象庁)	・横浜地方気象台(中区)及び18区の測定場所における積雪深情報 ・市民利用施設・学校の状況 ・道路交通・鉄道・バス運行情報 ・ライフライン情報 ・ごみ収集情報等		
高 低	大雪特別警報、大雪警報又は大雪注意報の発表基準に該当しない状況となる	大雪特別警報解除 大雪警報解除 大雪注意報解除 (気象庁)	大雪特別警報・警報・注意報解除 大雪に関する気象情報		
		大雪に関する気象情報 (気象庁)	・横浜地方気象台(中区)及び18区の測定場所における積雪深情報 ・市民利用施設・学校の状況 ・道路交通・鉄道・バス運行情報 ・ライフライン情報 ・ごみ収集情報等		

情報受伝達フロー図

—火山災害(富士山の噴火)—

→ PUSH型
 ← PULL型



2 震災

(1) 情報の種類と内容

ア 地震に関する情報

種類	概要	市民等の行動
緊急地震速報	<p>大きな地震が発生したときに、地震の発生直後に地震計でとらえた観測データを素早く解析して、震源や地震の規模（マグニチュード）、予想される揺れの強さ（震度）を自動計算し、大きな揺れがくることを事前に知らせる情報です。</p> <p>震度5弱以上の揺れが予想されるときに、震度4以上の揺れが予想される地域に対して発表されます。</p> <p>※緊急地震速報が、強い揺れの到達に間に合わない場合があります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・頭を保護しながら丈夫な机の下などに隠れる。扉を開けて避難路を確保する。 ・屋外にいる場合、あわてずに施設係員の指示に従う。 ・その場で頭を保護し、揺れに備えて安全な姿勢をとる。吊り下がっている照明などの下から待避する。 ・エレベーターにいる場合、最寄りの階で停止させて、すぐに降りる。 ・ブロック塀の倒壊や自動販売機の転倒などに注意し、これらのそばから離れる。ビルの壁、看板や割れた窓ガラスなどの落下に注意して、建物から離れる。 ・落石や崖崩れに注意し、できるだけ危険な場所から離れる。
震度速報	<p>地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名と地震の揺れの発現時刻が発表されます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・被害状況、交通情報、家族の安否などの情報を収集する。 ・駅や繁華街は混乱する可能性があるため、職場や学校など安全な場所にとどまり、時間をずらして帰宅する。
震源に関する情報	<p>震度3以上の地震が発生した場合、震源（地震の発生場所）や地震の規模（マグニチュード）が発表されません。津波警報・注意報を発表した場合は発表されません。</p>	

種類	概要
震源・震度に関する情報	<ul style="list-style-type: none"> ・ 震度 3 以上 ・ 津波警報・注意報発表時 ・ 若干の海面変動が予想される場合 ・ 緊急地震速報（警報）を発表した場合 <p>のいずれかを満たした場合、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度 3 以上の地域名と市（区）町村名が発表されます。震度 5 弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市（区）町村名が発表されます。</p>
各地の震度に関する情報	<p>震度 1 以上を観測した場合、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度 1 以上を観測した地点名が発表されます。震度 5 弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名が発表されます。</p>
推計震度分布図	<p>震度 5 弱以上を観測した場合、観測した各地の震度データをもとに、1km 四方ごとに推計した震度（震度 4 以上）が図情報として発表されます。</p>

コラム 帰宅困難者になってしまったら・・・

災害が発生し、交通機関が停止した場合、身の安全を確保し、正確な情報を集め、むやみに移動を開始しないことが基本です。

● **災害時帰宅支援ステーションの利用**

大地震が発生すると、コンビニエンスストアやファーストフード店、ガソリンスタンドなどが徒歩帰宅を支援します。右のステッカーが災害時帰宅支援ステーションの目印です。

こんな支援をしてくれます！

- 水道水・トイレの提供
- 休憩場所の提供
- 地図やラジオ等を基にした道路情報の提供

※被災状況や立地などによりサービスを提供できない店舗もあります。



● **帰宅困難者一時滞在施設の利用**

横浜市では、帰宅困難者一時滞在施設を指定しています。一時滞在施設では、トイレや水道水の提供を受けることができ、「一時滞在NAVI」を使って近くの施設を検索することができます。ブックマークに登録しておきましょう。



◀ 携帯電話版
<http://www.city.yokohama.lg.jp/b-m/>



◀ スマートフォン版
<http://www.city.yokohama.lg.jp/b-sp/>

本市の帰宅困難者対策について、詳しくは、
<http://www.city.yokohama.lg.jp/somu/org/kikikanri/kitaku/>



イ 津波に関する情報

(7) 津波警報等

気象庁は、津波による災害の発生が予想される場合に、地震が発生してから約3分以内を目標に津波警報等を発表します。

種類	概要	市民等の行動	発表される津波の高さ	
			数値表現	定性的表現
特別警報	大きな津波が襲い甚大な被害が発生します。 [発表基準] 予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	沿岸部や川沿いにいる人はただちに高台や津波避難施設など安全な場所へ避難する。 警報が解除されるまで安全な場所から離れない。	10m超 10m 5m	巨大
警報	津波による被害が発生します。 [発表基準] 予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	沿岸部や川沿いにいる人はただちに高台や津波避難施設など安全な場所へ避難する。 警報が解除されるまで安全な場所から離れない。	3m	高い
注意報	海の中や海岸付近は危険です。 潮の流れが速い状態が続きます。 [発表基準] 予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。 注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近づいたりしないようにする。	1m	—



津波避難施設とは

津波からの避難者を受け入れるため、海拔5m以上の高台又は鉄筋コンクリート造等の頑丈な建物の3階以上を目安に、津波避難場所を確保します。

市では、御協力いただいている民間施設や市立学校、市営住宅等の公共施設を津波避難施設として指定しています。

[横浜市ホームページ]<http://www.city.yokohama.lg.jp/somu/org/kikikanri/keikaku/tsunami/>

(イ) 津波情報の発表

気象庁は、津波警報等を発表した場合、津波の到達予想時刻や予想される津波の高さなどを津波情報で発表します。

種類	概要
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを発表します。
各地の満潮時刻・津波の到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表します。
津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表します。
沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ及び推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを発表します。

コラム ▶ 津波の基礎的な知識

横浜市内で予測される最大津波高は、満潮時で海拔約 4.9メートルと想定されています。本市域に津波警報及び大津波警報が発表された場合は、避難対象区域を指定して、原則として避難指示を発令します。

地震による強い揺れ又は弱くてもゆっくりとした長い揺れを感じたときは、津波発生のおそれがあります。テレビやラジオなどでただちに情報を入手するとともに、海拔5メートル以上の高台又は鉄筋コンクリート造などの頑丈な建物の3階以上を目安に避難してください。津波は繰り返し襲ってくるため、津波警報等解除まで注意が必要です。

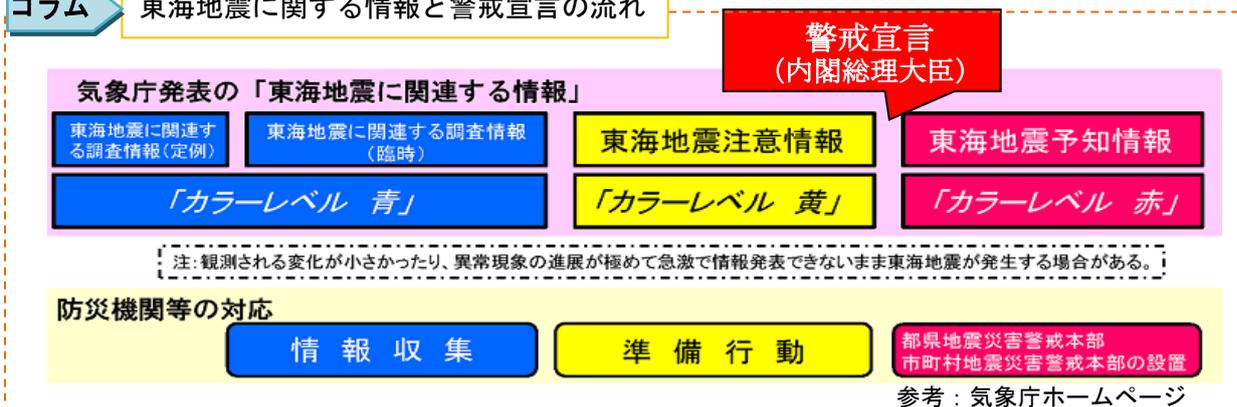
ウ 東海地震に関する情報

本市は、「東海地震に係る地震防災対策強化地域」の指定地域外とされていますが、東海地震発生時には震度4～6弱程度の揺れが予想されています。

種類	概要	市民等の行動
東海地震に関連する調査情報(定例)	毎月の定例の地震防災対策強化地域判定会で評価した調査結果を気象庁が発表します。	・日頃からの備えをしておく。
東海地震に関連する調査情報(臨時)	観測データに通常とは異なる変化が観測され、その変化の原因についての調査の状況を発表する場合に気象庁が発表します(1箇所以上のひずみ計で有意な変化が観測された場合等)。	・テレビ・ラジオ等の最新の情報に注意する。
東海地震注意情報	東海地震の前兆現象である可能性が高まったと認められた場合に気象庁が発表します。 ※東海地震の前兆現象が起きている可能性が高いが、すぐに地震が発生することを意味するものではないこと。	・テレビ・ラジオ、ホームページ等から正確な情報を把握する。 ・不要不急の旅行・出張や自動車の使用を控える。 ・地震の備えを確認する。
東海地震予知情報	東海地震が発生するおそれがあると認められ、内閣総理大臣から「警戒宣言」が発せられた場合に気象庁が発表します。	・状況の変化や国、県、市からの情報や通知に十分注意する。
警戒宣言	東海地震が発生するおそれがあり、地震防災応急対策を実施する緊急の必要があると認められた場合に内閣総理大臣が発令します。 警戒宣言が発せられると、津波や崖崩れの危険地域からの住民避難や交通規制の実施、百貨店等の営業中止などの対策が実施されます。	・テレビ・ラジオ等の情報に注意し、東海地震の発生に十分警戒する。 ・「警戒宣言」や市の広報等に従って行動する。

コラム

東海地震に関する情報と警戒宣言の流れ



エ 避難勧告等

地震発生後の災害の拡大により住民の生命に危険が切迫し、避難させる必要が生じた場合に、市は、「避難勧告」、「避難指示」及び「屋内での待避その他の屋内における避難のための安全確保に関する措置（屋内での安全確保措置）の指示」を実施します。これらの発令は、区長が実施しますが、複数の区にまたがるような広域的な避難を行う必要があるときは、市長が実施します。

避難勧告等の基準	<ul style="list-style-type: none"> ・ 津波警報又は大津波警報が発表された場合（原則として避難指示を発令します。） ・ 地震火災の延焼拡大又はガス等の漏洩により、住民に生命の危険が及ぶと市長又は区長が認めるとき。 ・ 崖崩れ等が発生し、又は発生するおそれがあり、住民に生命の危険があると市長又は区長が認めるとき。 ・ その他災害の状況により、市長又は区長が必要と認めるとき。
----------	--

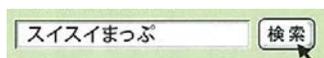
オ その他の情報

概要	収集方法等
<ul style="list-style-type: none"> ・ 応急対策活動等の状況 ・ 医療情報（病院、診療所及び薬局等の再開状況） ・ 地域防災拠点の開設状況 ・ ライフライン等の被害・復旧状況 ・ 生活支援情報（被害認定調査、罹災証明書の発行、被災者支援制度の案内）等 ・ 社会的混乱の防止と地震に備えての防災措置に関する情報（※ 東海地震の場合） 	市・区ホームページなど

コラム ▶ 災害時給水所の場所は「スイスイまっぷ」でスイスイ確認

地震等で断水した際は、災害時給水所（災害用地下給水タンク、配水池及び緊急給水栓）で飲料水を確保することができます。いざという時に困らないように、場所を把握しておくことが重要です。

横浜市水道局のウェブサイト上で公開している「スイスイまっぷ」は、任意の住所を入力するとその近くにある災害時給水所を検索・表示し、設置場所を確認することができます。



(2) 情報伝達手段

	情報伝達手段	概要	伝達される情報	対象
PUSH型※	横浜市防災情報 Eメール 登録が必要 	あらかじめ登録したパソコン・携帯電話に防災情報等を電子メールで配信します（1500文字以内）。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 震度情報 ・ 津波注意報、津波警報及び大津波警報 ・ 東海地震注意情報 ・ 東海地震予知情報（警戒宣言） ・ 避難勧告及び避難指示 	登録者 【登録方法】 左記のQRコード又は下のメールアドレスに空メールを送信する。 entry-yokohama@bo-usai-mail.jp
	緊急速報メール	携帯電話を利用した災害時専用の情報配信の仕組みで、緊急かつ重要な情報について、対象エリアにある緊急速報メールに対応した携帯電話に対し配信します（題名15文字、本文200文字以内）。専用の着信音とバイブレーションで知らせます。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急地震速報 ・ 東海地震予知情報（警戒宣言） ・ 津波警報及び大津波警報 ・ 避難勧告及び避難指示（市全域や区全域など広範囲に伝達するもので対象地域を明記できるもの） 	対象エリア内で緊急速報メール対応の携帯電話を所持している者
	緊急警報伝達システム	全国瞬時警報システム（J-ALERT）に対応し、かつ、本市独自の緊急情報を市民に伝達します。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急地震速報 ・ 東海地震予知情報（警戒宣言） ・ 避難勧告及び避難指示 	戸塚区浸水想定区域内にある5地域防災拠点
	Twitter アラート 設定が必要	通常はタイムラインに表示されるのみのツイートを、受信設定をしたサービス利用者がスマートフォンの画面上のプッシュ通知で受け取ることができる、Twitter社が提供するサービスです。 災害発生時に避難情報等緊急度の高い情報を発信する際に利用します。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 津波注意報、津波警報及び大津波警報 ・ 東海地震注意情報 ・ 東海地震予知情報（警戒宣言） ・ 避難勧告及び避難指示 	サービス利用者

	津波警報伝達システム	災害発生時に避難情報等緊急度の高い情報を発信する際に利用します。	・津波注意報、津波警報及び大津波警報 ・避難勧告及び避難指示	津波浸水予想区域内にスピーカーを設置
	緊急警報放送システム	テレビ・ラジオ等から警報音を発し、重要かつ緊急な災害情報を放送します。 市は、緊急を要する避難勧告等について、日本放送協会（横浜放送局）に対して協定に基づき放送を要請します。	・警戒宣言 ・津波警報及び大津波警報 ・避難勧告及び避難指示	視聴者
	広報車両	区役所等は、道路状況に応じて必要な地域へ放送設備を有する車両を出動させ、広報を実施します。	・避難勧告及び避難指示	対象地域内
	職員による広報	広報車の活動が不能な地域又は特に必要と認められる地域に対して職員を派遣して広報を実施します。	・避難勧告及び避難指示	対象区域内
	航空機	必要に応じて消防局ヘリコプター搭載のスピーカー等により情報提供及び避難誘導等を実施します。	・避難勧告及び避難指示 ・避難誘導	対象区域内
	ファックス	[聴覚障害者への災害情報の伝達] 区役所から災害時緊急情報をファクシミリ通信網を利用して自宅のファックスへ配信します。配信を希望する場合は登録申請が必要です。	・避難勧告、避難指示など	以下の登録者 ・原則として2級から3級の身体障害者手帳の交付を受けている聴覚障害者で自宅にファックスがある方
P U L L 型※	ホームページ	横浜市、気象庁、ライフライン事業者などの各機関がホームページで災害詳細情報を提供します。	・避難準備情報、避難勧告及び避難指示 ・災害に関する情報全般	閲覧者
	Twitter (横浜市防災ツイッター)	Twitter社が提供するサイトに短文を掲載します。サービス利用者へ140文字以内の文	・津波注意報、警報、及び大津波警報 ・東海地震注意情報	サービス利用者

	字情報を配信します。	<ul style="list-style-type: none"> ・東海地震予知情報（警戒宣言） ・避難勧告及び避難指示 	
テレビ	災害情報全般が放送されます。行政機関が発表する情報等を各報道機関から音声・文字・映像で伝達します。	<ul style="list-style-type: none"> ・災害に関する情報全般 	視聴者
ケーブルテレビ	地域の詳細な災害情報が提供されます。	<ul style="list-style-type: none"> ・災害に関する情報全般 	加入者
データ放送	各報道機関が、災害情報を画面表示により提供します。	<ul style="list-style-type: none"> ・災害に関する情報全般 	視聴者
テレビ神奈川データ放送	テレビ神奈川の提供する自治体向けデータ放送サービスを活用して、本市の詳細な災害情報を提供します。データ放送で提供中の情報は、テレビ神奈川のWEBページでも閲覧できます。	<ul style="list-style-type: none"> ・避難勧告及び避難指示 ・東海地震予知情報（警戒宣言） ・災害に関する情報全般 	視聴者
ラジオ	災害情報全般を放送します。本市と協定を締結しているラジオ日本、横浜エフエム放送及びエフエム・インターネットに対して、本市は放送を要請します。	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の詳細な災害情報等 	聴取者
コミュニティFM	戸塚区、都筑区、青葉区等の、より詳細な災害情報を放送します。	<ul style="list-style-type: none"> ・区の詳細な災害情報等 	聴取者
臨時災害放送局	大規模災害などが発生した場合、市民に対して必要な情報を正確かつ迅速に提供するため、横浜市が臨時かつ一時的に開設するFMラジオ放送局です（平成27年度末整備予定）。	<ul style="list-style-type: none"> ・災害に関する情報全般 	聴取者

	紙媒体	必要に応じて、印刷物による情報提供として、地域防災拠点等への掲出を行います。また、補助的な広報ツールとして、自治会町内会、地区センター等の公共施設などの掲示板に可能な範囲での掲出を依頼します。	・ 災害に関する情報全般	近隣住民
--	-----	--	--------------	------

※ PUSH型とPULL型

・ PUSH 型の伝達方法

必要な情報について、利用者の能動的な操作を伴わず、自動的に配信する形式の伝達方法。市が特定の受け手に対して情報を伝達するものですが、受け手側の操作を伴うことなく強制的に情報が届けられるものであり、情報伝達が行われた場合の受け手側への影響力が大きいため、市全域へ情報伝達することは、局地的な災害には適さない場合があります。

(例：津波警報伝達システムや緊急速報メールなど)

・ PULL 型の伝達方法

必要な情報について、利用者が能動的に「引き出しにいく」形式の伝達方法。情報の受け手側が必要に応じて能動的に情報を取得しにいく形態をとり、市が受け手や情報伝達範囲を特定して伝達するものではありません。

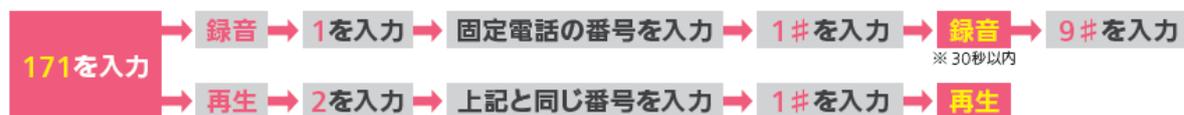
(例：テレビ、ラジオ、ホームページ、SNSなど)

- ▶ 停電など、テレビやパソコンが使用できなくなる場合に備えて、複数の情報収集手段を確認しておきましょう。ラジオや電池も準備しておきましょう。

コラム 災害時の伝言板

◎災害用伝言ダイヤル(171)

固定電話等を使って被災地の方の安否情報を確認する『声の伝言板』です。



◎災害用伝言板(web171)

パソコンや携帯電話等を使い被災地の方の安否情報を確認する『web伝言板』です。



※「毎月1日、15日」には、災害用伝言ダイヤルと災害用伝言板を体験利用することができます。

◎災害用音声お届けサービス

専用アプリケーションをインストールしたスマートフォン等の端末から、音声メッセージを送信することができるサービスです。

※各社のアプリケーション

- ・NTT ドコモ 「災害用キット」
- ・KDDI(au) 「au 災害対策」
- ・ソフトバンク 「災害用伝言板」
- ・ワイモバイル 「災害用伝言板」

※詳細については、携帯電話各社のホームページをご覧ください。

(3) 具体的な情報受伝達内容

災害の推移に対応した情報受伝達の内容を図で表します。

図には、市民等が減災行動をとる際に目安となるものを基本として、情報の種類等が分かるように表示しました。

また、この情報受伝達の内容は一つの例として示すものであり、実際には、災害の状況に応じて対応する必要があります。

コラム

震災に係る防災情報等の基本的な流れ（イメージ）



*注意：状況によって異なる場合があります。

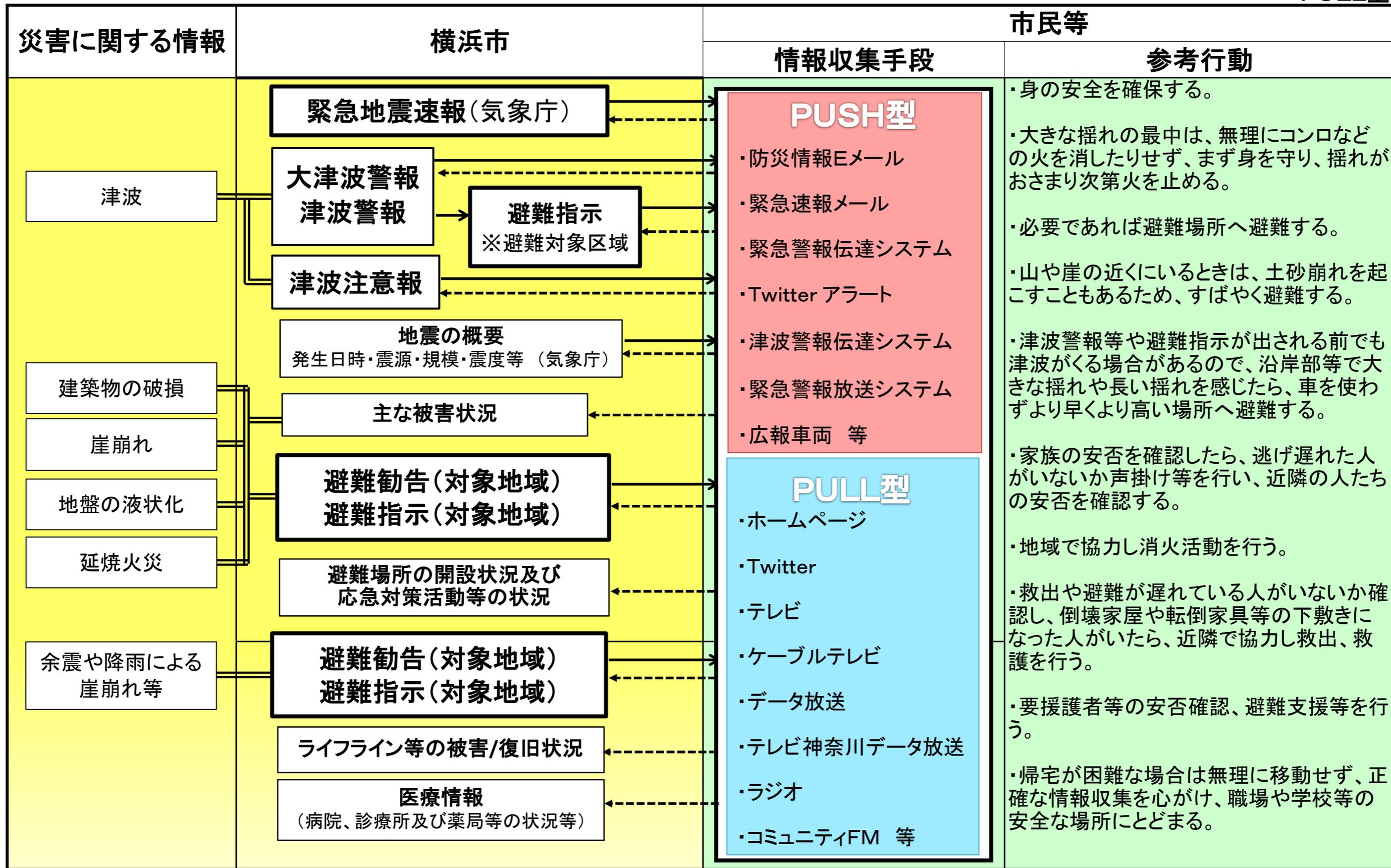
情報の種類	情報の内容	発表される津波の高さ	情報の種類	情報の内容
大津波警報	大きな津波による甚大な被害が発生すると予想される。	10m超 10m 5m	緊急地震速報	大きな地震が発生した直後に観測データを解析し、強い揺れが来ることを事前に知らせる情報。※1
津波警報	津波による被害が発生すると予想される。	3m	避難指示 ※2	皆さんの行動 直ちにより高いところへ避難してください。※3
津波注意報	海の中や海岸付近は危険。潮の流れが速い状況が続く。	1m		

※1 強い揺れの到達に間に合わない場合があります。
 ※2 津波警報又は大津波警報が発表された場合は、原則として避難指示を発令しますが、津波注意報でも避難指示が発令される場合もあります。
 ※3 避難指示等が出ていない場合でも、大きな揺れを感じたら直ちに高いところへ避難します。

情報受伝達フロー図

—震災(発災型)—

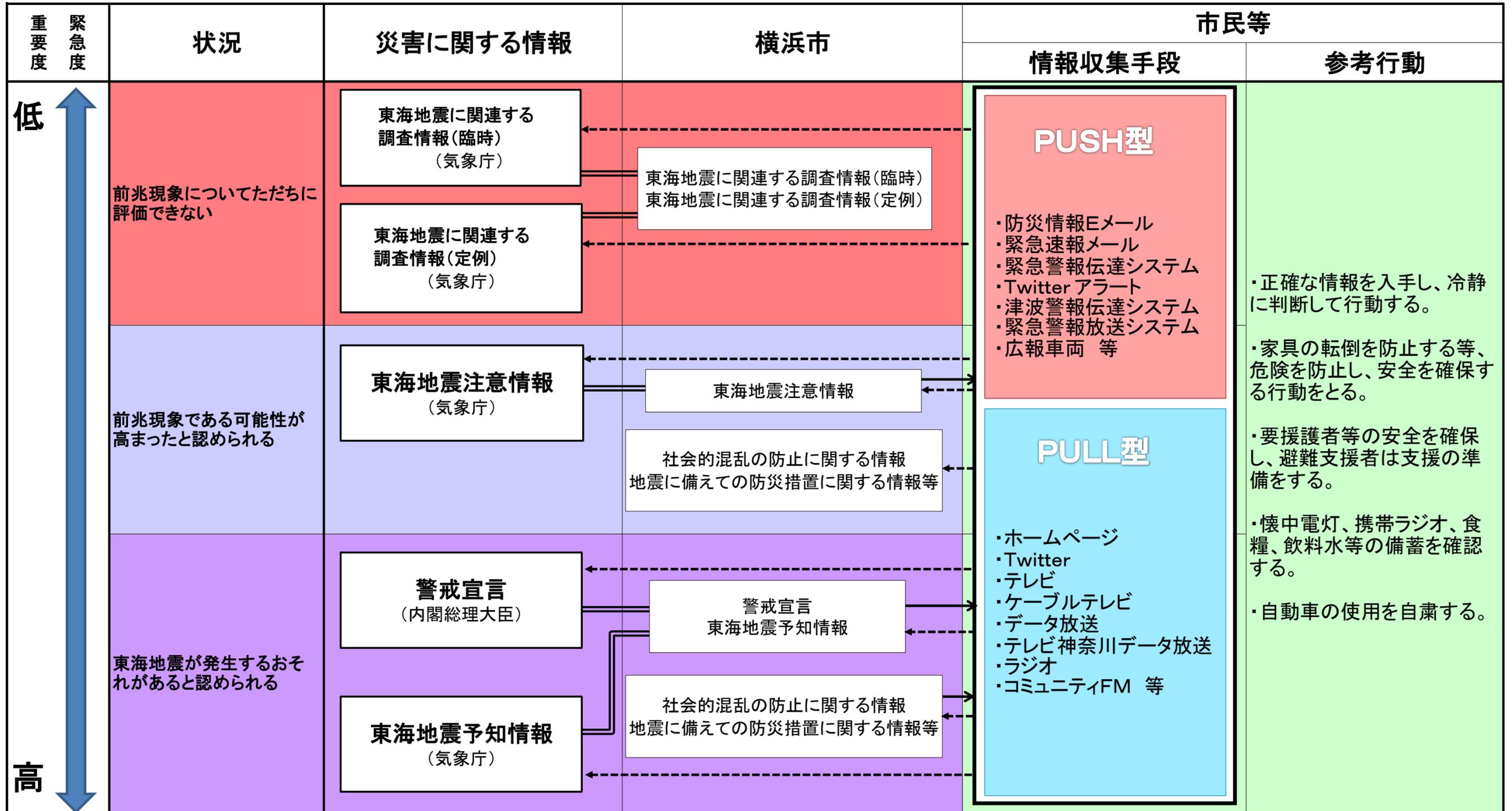
→ PUSH型
 ← PULL型



情報受伝達フロー図

—東海地震への事前対応(予知型)—

→ PUSH型
 ← PULL型



3 都市災害

本市防災計画「都市災害対策編」では、都市特有の災害として、次に掲げる災害を想定しています。

想定する災害	概要
大規模火災	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地下街火災 ・ 高層建築物火災 ・ 地下街ガス爆発災害等
危険物等及び都市ガス施設等災害	<ul style="list-style-type: none"> ・ 危険物、火薬類、高圧ガス、毒劇物施設及び輸送中の災害 ・ 有毒物質漏洩災害 ・ 都市ガス施設災害
海上災害	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大規模な油等流出事故 ・ 船舶等の火災・爆発事故
鉄道災害	多数の人命及び多くの物的損壊を伴う鉄道施設における災害
道路災害	自動車専用道路等における大規模な事故
航空災害	人命及び物的損壊を伴う航空機事故
放射性物質災害	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市外の原子力施設における事故等による災害 ・ 核燃料物質等輸送中の災害 ・ 放射性同位元素保有施設における災害等
不発弾等の発掘及び処理	不発弾等の埋没が予想される場所の発掘及び不発弾等の処理
その他の災害	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大規模情報通信ネットワーク事故 ・ 地下工事等に伴う災害 ・ 群衆流動等による雑踏事故

(1) 情報の種類と内容

ア 避難勧告等

災害の拡大等により住民の生命に危険が切迫し、避難させる必要が生じた場合に、市は、「避難勧告」、「避難指示」及び「屋内での待避その他の屋内における避難のための安全確保に関する措置（屋内での安全確保措置）の指示」を実施します。これらの発令は、区長が実施しますが、複数の区にまたがるような広域的な避難を行う必要があるときは、市長が実施します。

避難勧告等の基準	<ul style="list-style-type: none"> ・ 火災の延焼拡大又はガス等の流出拡大により、住民等に生命の危険が及ぶと市長又は区長が認めるとき。 ・ その他、災害の状況により市長又は区長が必要と認めるとき。
----------	---

イ その他の情報

概要	収集方法等
<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害の状況に関する情報 ・ 避難（避難場所等）に関する情報 ・ 応急対策活動の状況に関する情報 ・ その他住民生活に必要な情報（二次災害防止情報を含む。）等 	市・区ホームページなど

(2) 情報伝達手段

	情報伝達手段	概要	伝達される情報	対象
PUSH型※	横浜市防災情報 Eメール 登録が必要 	あらかじめ登録したパソコン・携帯電話に防災情報等を電子メールで配信します（1500文字以内）。	・避難勧告及び避難指示	登録者 【登録方法】左記のQRコード又は下のメールアドレスに空メールを送信する。 entry-yokohama@bousai-mail.jp
	緊急速報メール	携帯電話を利用した災害時専用の情報配信の仕組みで、緊急かつ重要な情報について、対象エリアにある緊急速報メールに対応した携帯電話に対し配信します（題名 15 文字、本文 200 文字以内）。専用の着信音とバイブレーションで知らせます。	・避難勧告及び避難指示 （市全域や区全域など広範囲に及ぶもので対象区域が明記できるもの）	対象エリア内で緊急速報メール対応の携帯電話を所持している者
	緊急警報伝達システム	全国瞬時警報システム（J-ALERT）に対応し、かつ、本市独自の緊急情報を市民に伝達します。	・避難勧告及び避難指示	戸塚区浸水想定区域内にある5地域防災拠点
	Twitter アラート 設定が必要	通常はタイムラインに表示されるのみのツイートを、受信設定をしたサービス利用者がスマートフォンの画面上のプッシュ通知で受け取ることができる、Twitter 社が提供するサービスです。 災害発生時に避難情報等緊急度の高い情報を発信する際に利用します。	・避難勧告及び避難指示	サービス利用者

	緊急警報放送システム	テレビ・ラジオ等から警報音を発し、重要かつ緊急な災害情報を放送します。 市は、緊急を要する避難勧告等について、日本放送協会（横浜放送局）に対して協定に基づき放送を要請します。	・避難勧告及び避難指示	視聴者
	広報車両	区役所等は、道路状況に応じて必要な地域へ放送設備を有する車両を出動させ、広報を実施します。	・避難勧告及び避難指示	対象地域内
	職員による広報	広報車の活動が不能な地域又は特に必要と認められる地域に対して職員を派遣して広報を実施します。	・避難勧告及び避難指示	対象区域内
	航空機	必要に応じて消防局ヘリコプター搭載のスピーカー等により情報提供及び避難誘導等を実施します。	・避難勧告及び避難指示 ・避難誘導	対象区域内
	ファックス	[聴覚障害者への災害情報の伝達] 区役所から災害時緊急情報をファクシミリ通信網を利用して自宅のファックスへ配信します。配信を希望する場合は登録申請が必要です。	・避難勧告、避難指示など	以下の登録者 ・原則として2級から3級の身体障害者手帳の交付を受けている聴覚障害者で自宅にファックスがある方
PULL型※	ホームページ	横浜市、気象庁、ライフライン事業者などの各機関はホームページで災害詳細情報を提供します。	・避難勧告及び避難指示 ・災害に関する情報全般	閲覧者
	Twitter (横浜市防災ツイッター)	Twitter 社が提供するサイトに短文を掲載します。サービス利用者へ140文字以内の文字情報を配信します。	・避難勧告及び避難指示	サービス利用者
	テレビ	災害情報全般が放送されます。行政機関が発表する情報等を各報道機関から音声・文字・	・災害に関する情報全般	視聴者

	映像で伝達します。		
ケーブルテレビ	地域の詳細な災害情報が提供されます。	・災害に関する情報全般	加入者
データ放送	各報道機関が、災害情報を画面表示により提供します。	・災害に関する情報全般	視聴者
テレビ神奈川データ放送	テレビ神奈川の提供する自治体向けデータ放送サービスを活用して、本市の詳細な災害情報を提供します。データ放送で提供中の情報は、テレビ神奈川のWEBページでも閲覧できます。	・避難勧告及び避難指示 ・災害に関する情報全般	視聴者
ラジオ	災害情報全般を放送します。本市と協定を締結しているラジオ日本、横浜エフエム放送及びエフエム・インターウェーブに対して、本市は放送を要請します。	・地域の詳細な災害情報等	聴取者
コミュニティFM	戸塚区、都筑区、青葉区等の、より詳細な災害情報を放送します。	・区の詳細な災害情報等	聴取者
紙媒体	必要に応じて、印刷物による情報提供として、避難場所等への掲出を行います。また、補助的な広報ツールとして、自治会町内会や地区センター等の公共施設などの掲示板に可能な範囲での掲出を依頼します。	・災害に関する情報全般	近隣住民

※ PUSH型とPULL型

・PUSH 型の伝達方法

必要な情報について、利用者の能動的な操作を伴わず、自動的に配信する形式の伝達方法。市が特定の受け手に対して情報を伝達するものですが、受け手側の操作を伴うことなく強制的に情報が届けられるものであり、情報伝達が行われた場合の受け手側への影響力が大きいいため、市全域へ情報伝達することは、局地的な災害には適さない場合があります。

(例：緊急速報メールなど)

- PULL 型の伝達方法

必要な情報について、利用者が能動的に「引き出しに行く」形式の伝達方法。情報の受け手側が必要に応じて能動的に情報を取得しに行く形態をとり、市が受け手や情報伝達範囲を特定して伝達するものではありません。

(例：テレビ、ラジオ、ホームページ、SNSなど)

(3) 具体的な情報受伝達内容

災害の推移に対応した情報受伝達の内容を図で表します。

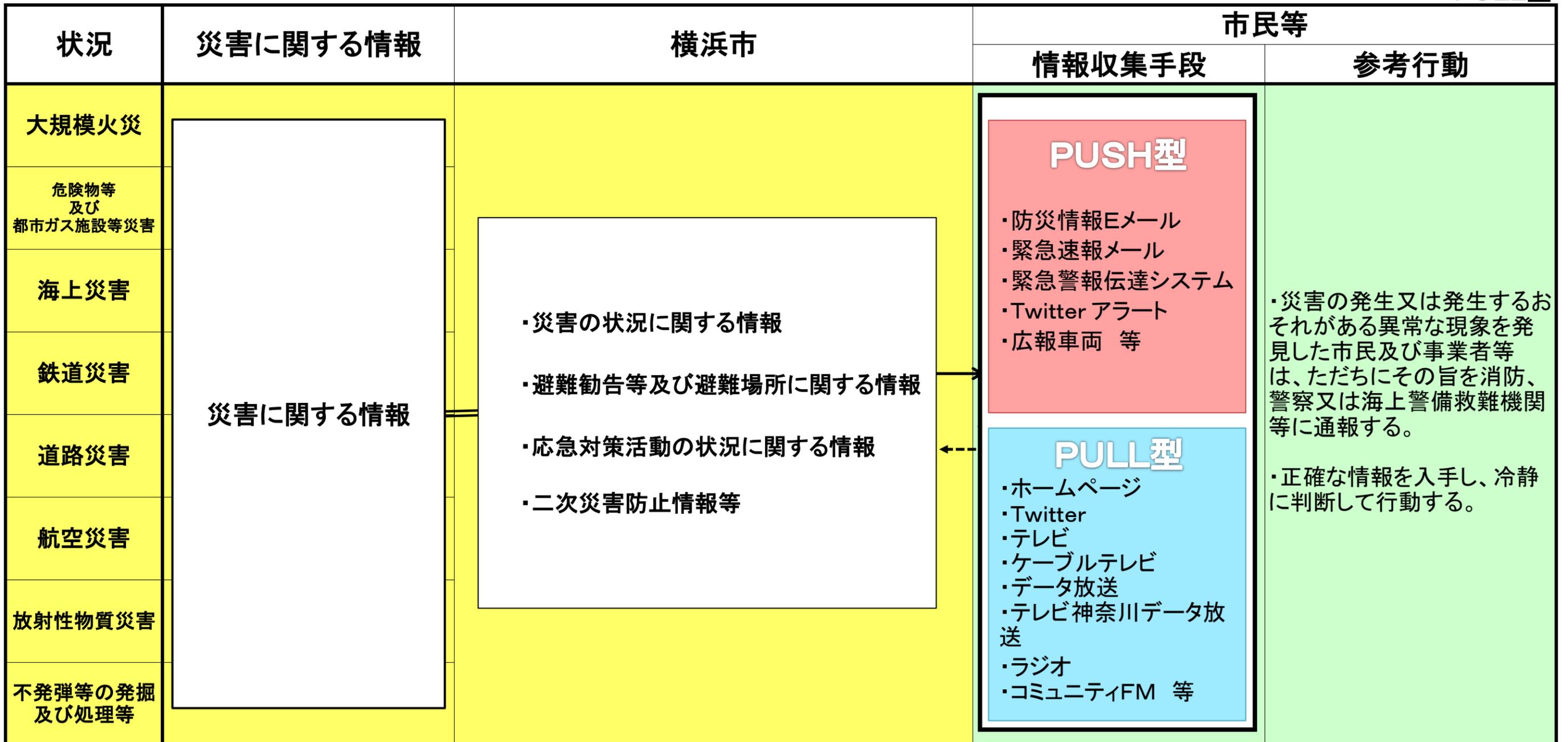
図には、市民等が減災行動をとる際に目安となるものを基本として、情報の種類等が分かるように表示しました。

また、この情報受伝達の内容は一つの例として示すものであり、実際には、災害の状況に応じて対応する必要があります。

情報受伝達フロー図

—都市災害—

————→ PUSH型
 - - - - - ← PULL型



第3 情報の種類と対応する情報伝達手段総括表

次の表は、第2に記載した情報伝達手段のうち、市(国等を含む。)が主体的に活用し、市民等に迅速に伝達を行うものについて、伝達される具体的な情報の種類との関係を示したものです。

情報伝達手段 情報の種類		PUSH型										PULL型			
		横浜市防災情報Eメール	緊急速報メール	緊急警報伝達システム	(Twitterアラート(横浜市防災ツイッター))	親水拠点警報装置	河川水位情報システム等	津波警報伝達システム	緊急警報放送システム	広報車両	職員による広報	ファックス	ホームページ	(横浜市防災ツイッター)	テレビ神奈川データ放送
風水害等	気象警報等	注意報	○	—	—	△	●	—	—	—	—	—	—	△	—
		警報	○	—	—	●	●	—	—	△	—	○	—	●	—
		特別警報	○	●	—	●	—	▲	—	△	—	○	—	●	—
	気象情報	記録的短時間大雨情報	△	—	—	△	—	▲	—	△	—	—	—	△	—
		竜巻注意情報	○	—	—	●	—	—	—	△	—	—	—	●	—
		台風情報	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	その他気象に関する情報	降雨状況	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		雨量	○	—	—	△	—	—	—	—	—	—	—	△	—
		潮位	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		雷・竜巻	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	土砂災害	積雪情報	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		土砂災害警戒情報	○	—	—	●	—	—	—	△	—	○	—	●	—
		土砂災害緊急情報	○	—	—	●	—	—	—	△	—	○	—	●	—
	河川	土砂災害警戒判定メッシュ情報	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		洪水予報(鶴見川・多摩川)	○	—	—	△	—	—	—	△	—	○	—	△	—
水位情報		(氾濫注意水位以上)	—	—	△	●	▲	—	△	—	○(氾濫警戒情報のみ)	—	△	—	
火山	噴火警報・予報	△	●(レベル4・5のみ)	—	△	—	—	—	△	—	—	—	△	—	
	降灰予報	△	—	—	△	—	—	—	△	—	—	—	△	—	
	火山現象に関する情報	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
震災	地震	緊急地震速報	—	●	●	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
		震度速報	○	—	—	△	—	—	—	—	—	—	—	△	—
		震源に関する情報	○	—	—	△	—	—	—	—	—	—	—	△	—
		その他の地震に関する情報	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	津波	津波注意報	○	—	—	●	—	—	●	—	△	—	—	●	—
		津波警報	○	●	—	●	—	—	●	—	△	—	—	●	—
		大津波警報	○	●	—	●	—	—	●	—	△	—	—	●	—
		津波情報	△	—	—	△	—	—	—	—	△	—	—	△	—
	東海地震	東海地震に関する調査情報	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		東海地震注意情報	○	—	—	●	—	—	—	△	—	—	—	●	—
東海地震予知情報(警戒宣言)		○	●	●	●	—	—	—	△	—	—	—	●	●	
共通	避難勧告等	避難準備情報	○	—	●	●	—	▲	—	—	—	—	○	●	●
		避難勧告	○	(対象地域が明記できる場合)	●	●	—	▲	△	—	●	—	○	●	●
		避難指示	○	—	●	●	—	▲	△	—	●	—	○	●	●
		屋内退避等の指示	○	—	●	●	—	▲	—	—	●	—	○	●	●

●(横浜市ホームページ、気象庁ホームページ等により情報収集。詳細は第2を参照)

- …対象者(対象地域内又は利用者全員)に伝達
- …事前登録者へ伝達。(※ファックスによる伝達情報・対象については、第2を参照)
- △…必要に応じて伝達
- ▲…システムにより異なる。

第4 課題

1 現状における課題

(1) 情報伝達手段について

- ア 既存の情報伝達手段を十分に活用しつつ、様々な立場の方々の情報を取得する機会をより高めるため、更に災害時の情報伝達手段を充実させる必要があります。
- イ 横浜市防災情報Eメール配信サービスの登録件数は約111,000件、Twitter（横浜市防災ツイッター）のフォロワー数は約75,000件（いずれも平成27年11月末現在）であり、今後も様々な機会を活用して一層の利用促進を図る必要があります。
- ウ 災害時の情報は断片的であり、各種の情報が錯綜する等の混乱が発生することが想定されるため、市の情報収集・伝達体制の更なる強化が必要です。

(2) 市民等の意識や行動について

- ア 自助・共助の観点から、市民等が平常時から情報の収集方法を確認しておき、災害時にはできる限り多くの手段を活用し、市などから発信される最新の情報を積極的に収集することが重要です。また、得た情報を家族や近隣住民などの身近な人に対して発信していくことが、地域ぐるみで適切な減災行動をとるために重要です。
- イ 災害時の情報収集・伝達に関する地域防災拠点と町の防災組織の役割や、町の防災組織が主体となっていく地域住民への情報収集・伝達の取組について、より理解を広げていくための取組が必要です。
- ウ 大規模な災害が発生した場合などには、地域において市民等が得た緊急性の高い情報（被害の状況等）を直ちに関係する行政機関に提供することで、より適切な災害応急対策が実施できます。

2 課題解決に向けた対応の方向性

(1) 情報伝達手段について

- ア 市が有する災害時の情報伝達手段の特性と、市を取りまく状況等を踏まえると、都市河川の急激な水位上昇による氾濫等、地域・災害特性によってはサイレン等により危険を認知する確率を高めることも有効です。そこで、水害時に緊急情報が必要となる地域を対象に、防災用屋外

スピーカーの整備拡充に向けた検討を行います。

また、繁華街安心カメラの充実強化や、企業や商業施設等における、施設の情報受伝達設備等の活用、更には地域住民への紙媒体を用いたきめ細かな情報伝達等を推進していきます。

イ 横浜市防災情報EメールやTwitterの登録者の増加に向けて、防災関連イベントでのチラシ配布などの啓発活動を継続的に実施していきます。また、電話を活用し、地域に対して音声で一斉に情報を伝達するシステムの効果について検討を行います。

ウ 市の災害対策活動では、各種情報が錯綜する等の混乱を防ぐため、危機管理システムとアラートの連携など、危機管理システムと情報受伝達に関する様々なシステムを統合することも重要です。また、危機管理システムの操作性の向上に向けた改良や、システム操作の習熟のための職員研修を行うことにより、より迅速で効率的な情報受伝達を目指します。

(2) 市民等の意識や行動について

ア 災害の際などにとるべき自助・共助による減災行動に関する市民等の意識について、過去の災害による被害の状況も踏まえて、継続的に醸成していくことが重要です。そのため、各種ハザードマップや、防災イベントなどによる啓発のほか、防災・減災推進研修を継続的に実施し、地域防災の担い手の育成や減災行動に関する意識の醸成を進めます。

また、学校教育との連携などにより、災害に対し「どう準備し、どう行動すべきか」について幼少期から学ぶ機会を設けるほか、平成25年に作成した「横浜市防災教育の指針・指導資料」や気象庁の啓発リーフレットなどを活用した授業を通して、児童生徒の防災意識の向上を図ります。さらに、横浜市民防災センターでは、自助・共助を推進する中核施設として、減災に向けた意識の向上と行動の実践を促すための防災教育を充実させるとともに、防災に関する様々な情報を発信していきます。

イ 災害時に地域防災拠点と町の防災組織が円滑に連携していくため、全区の地域防災拠点運営委員会連絡協議会の会長による会議や、防災・減災推進研修等において、必要な啓発を行います。

また、防災訓練等を通じて、地域防災拠点と町の防災組織との連携による自主防災力の強化を推進するほか、町の防災組織が行う情報収集・伝達の内容について啓発を行います。

ウ 地域における緊急性が高い情報を市が収集する手段等を複線化するなど、市の情報収集方策の充実に向けた検討を行います。